

平成23年度/24年度修士論文レジュメ・平成23年度卒業論文レジュメ

韓, 冰梅

九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

新川, 由美子

九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

張, 恵婷

九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

豊辻, 晴香

九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

他

<https://doi.org/10.15017/25384>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 15, pp.139-195, 2012-09. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



〈平成 23 年度/24 年度修士論文レジュメ〉

- 日本における「少人数教育」に関する現状と展望
—中国の「小班化教育」への示唆— 韓 冰梅
- 教育委員会主催「教育研究論文」についての一考察
—北九州市の事例に焦点を当てて— 新川 由美子
- 中国における小・中学校教員資格制度に関する考察
—日本における教員免許制度の示唆から— 張 惠婷
- アメリカ合衆国における子どもを対象とした音楽療法の特質に関する考察
豊辻 晴香
- 就学前障害児の集団における子ども同士のかかわりに関する研究
—肢体不自由児通園施設における音楽療法場面を中心に— 馬場 悦子
- 学校の危機管理に関する考察
—危機発生時の学校組織の行動を通して— 前田 晴男
- 公立小学校の英語活動における現状と課題
—福岡市の公立小学校教員に対する意識調査結果を踏まえて— 金 銀珍
- 「総合的な学習の時間」のカリキュラムマネジメントに関する研究
—連関性と協働性に焦点をあてて— 曾我 悦子

〈平成 23 年度卒業論文レジュメ〉

- 教職員の長期派遣研修制度に関する一考察 川中 慎平
- キャリア教育における学校と地域社会・産業界の連携の再検討
—キャリア教育コーディネーターに着目して— 栞原 靖子
- 都立高校改革の進学指導重点校に関する一考察 竹ノ下 秀昭

日本における「少人数教育」に関する現状と展望 —中国の「小班化教育」への示唆—

韓 冰梅
(平成 24 年 3 月修了)

【章構成】

- 序章 本研究の目的と方法
 - 第一節 本研究の目的と方法
 - 第二節 本論文の構成
 - 第三節 先行研究の検討
- 第一章 日本における「少人数教育」の現状に関する考察
 - 第一節 少人数教育施策の取組
 - 第二節 少人数教育の実施形態 一少人数学級と少人数指導
 - 第三節 少人数教育施策の事例 一山形県の「さんさんプラン」
- 第二章 中国における「小班化教育」に関する考察
 - 第一節 学級規模の今日状況
 - 第二節 中国における「小班化教育」政策
 - 第三節 質問紙調査 一中国黒竜江省ハルビン市を例に
- 第三章 学級規模における諸外国の状況と日本の少人数教育からの中国への示唆
 - 第一節 学級規模の定義と諸外国の状況
 - 第二節 日本の少人数教育と中国の小班化教育施策の比較
 - 第三節 日本の少人数教育から中国への示唆
- 終章 本研究の成果と今後の課題
 - 第一節 本研究の成果
 - 第二節 今後の課題

【概要】

序章 本研究の目的と方法

本研究では、日本の少人数教育と中国の小班化教育に関する施策に焦点を当て、日本における少人数教育の実施背景、推進及び実施形態等を考察した上で、中国の小班化教育政策との比較を行い、得られた示唆を示したい。中国の小班化教育に関する課題を明らかにするとともに、今後の発展方向を模索することを目的とする。

日本における少人数教育は、児童生徒の発達段階や教科の特性を踏まえて、義務教育 9 年間を見通した少人数教育による個に応じたきめ細かな指導を進めることにより、基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着をはかり、個性や能力を伸長する教育の充実を目指すことを目的とする。今後、日本が世界最高水準の学校教育を国民に提供できるようにするためには、教育内容の充実を図るとともに教育条件の整備を進める必要があり、教職員定数改善計画を策定・実施し、教職員定数の一層の充実を図る必要がある。

中国では、「計画生育」政策、すなわち「一人っ子政策」が実施されてきた結果、小学校の新入生人口が持続的に減少している。この背景のもと、1990 年代半ばから中国は「小班化教育」が始まった。実施時間が遅く、規模もまだ小さいが、注目されている教育改革の一つである。

このような課題意識のもとで、日本における少人数教育施策に関する課題を検討し、今後の発展の方法を模索することを目的として、どのように改善すれば、よりよい効果を得られるか

等を明確にしたい。そして、日本の少人数教育についての研究期間が長いことから、中国における小班化教育の実施の際に参考と示唆になると考える。

研究方法としては、先行研究や文献等の検討に加え、文部科学省、中国教育部の公表資料を参考にした。加えて、中国黒竜江省ハルビン市における調査によって得られた事例も取り扱い、実証性を深化することにしたい。

第1章 日本における「少人数教育」の現状に関する考察

本章では、少人数教育施策の実施背景、実施の必要性、実施形態、推進状況、事例分析などの視点から、日本における少人数教育を考察してみたい。

日本において、少人数教育とは1クラスを15-25人程度にする事で、学習の効率化を狙った教育の方法である。最初から少人数のクラス分けをする場合と、特定の教科だけ少人数のクラスを設置する場合の2パターンがある。文部科学省では「少人数学級」と「少人数指導」を合わせて「少人数教育」と呼んでいる。

よく知られるように、1958年に制定された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、学級編制は1学級の上限が50人から、第2次定数改善計画では学級編制標準を45人に改善し、第5次計画では現行の40人学級を実現した。第6次計画では、40人以下への学級規模縮小は断念され、「指導方法の工夫など個に応じた教育の展開」という角度から定数改善が志向されるようになって、ティーム・ティーチング(TT)が導入された。第7次計画では少人数指導や習熟度別指導など、きめ細かな指導を行うための定数加配の拡充などが盛り込まれている。2011年度、文部科学省の「新・教職員定数改善計画」(2011-18年度)により、小学校1年生の35人が実施された。今後は、少人数学級を小学校1年生だけでなく全学年へ拡充し、中学校への早急な導入を含め計画的に改善することや学習支援が真に必要な児童生徒に手厚い支援が行われるように教職員定数の改善を求めていくことが必要であると言える。少人数学級は、2010年度全国の47都道府県において全学年又は一部の学年で実施された。また、少人数学級など都道府県の独自の判断による取り組みが進められている。このような取り組みは、学校現場や保護者から歓迎されており、今後その充実が望まれている。そして、文部科学省の「新・教職員定数改善計画」(2011-18年度)が本当に計画通り実現できるように、30人学級を早目に実現するということをアピールしたい。

少人数学級を県独自で推進していることで有名な山形県の「さんさんプラン」を事例として「さんさんプラン」の概要、効果及び今後の動向の視点から、少人数教育の具体的な状況を考察した。

第2章 中国における「小班化教育」に関する考察

本章では、まず中国の小中学校の学級規模の分布状況と現状を俯瞰した後、中国における小班化教育の概念、実施背景、特徴及び実施状況等を考察した。続いて、中国黒竜江省ハルビン市の小中学校を対象として、教育現場における教員たちに小班化教育に関する認識と評価を質問紙で調査した。「小班化教育」に関する制度の課題を明らかにするとともに、今後の小班化教育の発展方向を模索することにする。

中国において「小班化教育」とは、子どもの個性ある健全な成長を目指して、学級規模を縮小し、教育の内容・方法・様式・策略などの改革を行う学級教育である。「小班化教育」の課程において、主体は教員から児童・生徒へと変換すると定義する。

1982年に、中国の国家教育部は「中等師範学校及び都市における一般小中学校の校舎面積に関する規定」を公布し、中学校の学級規模を近いうちに1学級50人、将来は45人、小学校では近いうちに1学級45人、将来は40人とするように規定した。1996年には国家教育委員

会(旧)が「小学校管理規程」において、小学校の学級規模は45人が適正であると規定した。2002年6月に、教育部は小中学校の学級数を明確的に定めた。「意見」によって、小学校の学級規模は40-45人で、中学校(中等学校と高等中学校を含め)の学級規模は45-50人が適正であると規定した。しかし、教育資源の配置の不均衡と学校選択の存在の現象のため、多くの都市の学校、特に良質学校の学級規模は大きすぎて、国家教育法令に決まっている標準を超えている。中国の「小班化教育」は、小中学校(主に小学校)の学級規模を25-30人に縮小して、北京・上海・天津・南京・大連などの大都市で実施されているが、まだ試行段階である。総体的に見ると、中国における小班化教育は地域性、自発性と不均衡性等の特徴を示したといえよう。

「小班化教育」の実施背景に焦点をあてると、第1に、小学校新入学者総数の減少があげられる。このような状況は「小班化教育」の実施に客観的な環境を作り上げた。

第2に、素質教育の実現に有効な方法としての小班化である。中国では、1985年から学校教育は受験型教育から素質教育に転換する政策がとられ、1999年以降、素質教育を全面的に促進する段階に入った。素質教育は教育の様式ではなく、教育様式を指導する教育理念である。素質教育の理念は、人格の育成、教育の公平性ととともに、自主性、能動性、創造性を強調する。「小班化教育」はまず学級規模を縮小する。それにより、教員は児童生徒に適切な指導を行うことができる。また教育過程において、児童生徒の参加頻度・深度が高められ、児童生徒の主体性が発揮できる。

第3に、教育資源の増加である。急速な経済成長に伴い、各級の政府は学校教育の改善に力を入れるようになった。教育法令が改善され、教育の資金投入は増加されつつある。中央政府・国務院の『教育改革の深化及び素質教育の全面推進に関する決定』では、教育投資が国民生産総額の4%を占めることを目標に掲げた。中央政府の指示に従い、地方の各級政府は各自の目標を定め、教育への投資を増やしている。なお、1990年代に中国の高等教育機関は急速な規模拡大を遂げた。そのうち、師範専門学校や師範大学などの教員養成機関の拡大も著しかった。2001年には、教師資格制度が実施された。質と量ともに教員資源は豊かになっていると言える。

第4に、学級規模に関する国内外の理論的研究と連携が挙げられる。アメリカ、フランス、ドイツ、日本などの先進国の学級規模に関する理論や実践は中国において、進んだ教育様式と見なされ、経済発展の進んでいる地域では、学級規模を縮小した教育様式が実験的に実施されるようになった。

質問紙調査は、ハルビン市における小中学校を対象として、60名の教員に対して調査を実施した。本調査表は20問で構成されている。結果としては、まず教員が小班化教育に対する関心度は高く、現在小班化教育の質と教育資源に対してあまり満足できなく、今後は普及すべきということを把握できた。次に、小班化教育を実施した後、学校・教員・児童生徒にどのような影響をもたらすかに関して調査した。学校に対して一番大きな影響は授業効果を高められることを把握できた。教員の教材研究の興味が増加したが、多忙化はあまり変わらないという結果があった。児童生徒に対して、いたずら・私語・居眠り・集中力低下を改善でき、練習機会・独立思考・討論・発言を増加したということ把握できた。最後に、小班化教育のメリットとデメリットに関する自由記述により、以下の結果にまとめることができる。メリットとしては、①教員の多忙化を解消でき、学生に対する関心度も高くなり、児童生徒の自尊心を保護できる。個別指導もでき、成績を高められる。②児童生徒の学習習慣と学習方法に相応しく、自主的に学ぶ意識を培える。③学級経営に有益である。④教学の質を高め、児童生徒の参与性、創造力、集団意識、自己啓発の機会を増加できる。⑤学級規模を縮小するとともに、競争も少なくて、児童生徒のストレスも減少する。デメリットとしては、集団所属意識は大規模より悪

く、児童生徒間のコミュニケーション能力も低下する。

第3章 学級規模における諸外国の状況と日本の少人数教育からの中国への示唆

本章では、まず諸外国の状況をとらえつつ、次に第1章と第2章を踏まえ、日本と中国の学級規模縮小政策、即ち日本の「少人数教育」と中国の「小班化教育」を対象として比較してみたい。研究背景、研究方法、研究内容と研究規模の四つの視点から比較を行いたい。これらの比較を通じて、次に、日本における少人数教育は中国の小班化教育に対して、学級規模、実施段階、教員の数と質及び法律上の面から示唆になる点を考えることにする。

諸外国の状況を見ると、欧米先進国の小学校はどの学校でも、学級規模は20人前後である。しかも、一人は教師助手とか、教育実習生とはいえ、2人でチームを組んで指導にあっている場合が多い。特に、困難校では、さらに小規模で18人前後である。

研究背景から見ると、近年の日本の教育現場ではいじめや登校拒否等様々な問題が山積しており、「学級崩壊」という現象が教師の悩みの種となっている。この問題を解決するため、学級規模の縮小が不可欠である。中国の場合は、中国の国情によって、人口が多く、都市と町、農村の教育レベルの格差が大きいので、全国的に学級規模を縮小するのは困難である。20世紀90年代中後期以後、一部の地方にある小中学校の新入生数が下落したことから、それに伴って、学級規模も縮小して小班化教育の実施は必然的な動向になった。

研究方法から見ると、日本は比較的長期にわたる大規模な実験データが存在せず、単発的な質問紙調査や、限られた既存のデータの二次的分析、特定の自治体を調査対象とした事例研究などが多い。近年、教師や児童、生徒、保護者へのアンケート調査、学力調査と参与観察の組み合わせや、他の影響要因をできるだけ均一にして児童生徒数のサンプル数を増やした比較調査なども実施され、学級規模と様々な授業パターンの組み合わせによる学力や学級の質向上の効果など、費用対効果を検討するために必要な検証データが集まりつつあり、少人数学級を導入してきた地方自治体による調査研究の進展も見られる。比較から見ると、中国の小班化教育の研究方法は理論的な論証に傾いて、有効な実験及びデータの統計と分析に関する研究は少ない。

研究内容から見ると、学級規模の効果に関する研究は、日本では1980年頃まで数多くなされてきた。しかし、実証研究は、不十分なものが多い。日本において、アメリカと比べて少人数学級の教育効果に関する実証的研究は乏しかったといえる。20世紀90年代中期以来、中国の研究者は小班化教育について研究を始めてきた。それに伴って、小班化教育に関する研究論文数も増加してきた。この研究論文の数量は一定程度に中国において当領域の研究水準と発展状況を反映できると考えている。中国に論文のリサーチの際に使用される頻度の一番高いCNKIのデータベースを用いて、「標準」検索を選択し初等教育の範囲でkeywordsに「小班」を含む論文の検索を行った。その結果、458本の論文が該当した。同じ条件でkeywordsに「学級規模」を含む論文の検索を行って58本の論文が該当した。さらに重複する論文と新聞、字数は1500字以下の論文をリストから除外し、約295本の論文が本稿で利用されている。研究内容については国内の理論に対する認識、国外の理論に対する研究、国内の実践的報告、授業研究と小班化教育に適應する改革研究の五つの方面から分けられている。2000年までの研究は小班化教育の紹介と導入に集中するといえる。2001年から2007年まで、研究は国外の経験及び国内一部の試行学校の実践に焦点を当てている。2008年から、国内の実践的報告が多くなって、各地で小班化教育を実践する学校も増えてきたといえる。

研究規模から見ると、日本においては、「すし詰め学級」が問題となった1950年代末以降、公立小中学校では教職員配置改善計画と義務教育標準法によって、1990年代初頭にほぼ40人学級が実現した。2004年まで少人数学級を推進している県は43都道府県に及び、全国的に広

がってきた。2010年には47都道府県において全学年又は一部の学年で少人数学級が実施されている。比較して言うと、中国の小班化教育に関する研究は地域に制約されて、小班化教育を実行する学校数は相対的に多くない。各地の研究論文の数から小班化教育に対する注目度、実践と教育資源の投入水準の整合性を反映できると考える。小班化教育の研究者は華東と華北地区に集中しており、即ち経済が発達する地区でこの教育政策を積極的に取り組んでいる。小班化教育は教育と経済が一定の水準に達した後、よりよく高い教育の質を追求する政策といえる。

日中の施策比較で中国の小班化教育への示唆も4点提示できる。一つ目は、小班化教育の実施は現代の基礎教育改革と並行しなくてはならない。小班化教育は、児童生徒数の減少だけで実現できることである。それは、教育に関する多様な方面と関連し、小学校は素質教育を実現するには有効な教育モデルである。小班化教育は中国の教育体制改革、教育課程改革、教育評価制度改革、教育方法改革等と連結してこそ、小班化教育の教育効果を発揮できる。

二つ目は、小班化教育の改革は今の師範教育改革と関連する。師範教育は不断に教育発展にふさわしい教師を育てて、小班化教育は発展できよう。

三つ目は、小班化教育についての研究と実践は、中国において始まったばかりで、国外は小班化教育についての研究時間が長いことから、中国における小班化教育の実施の際に参考できる。しかし、中国は国情を考慮し、かつ素質教育の背景の下で、中国特有の小班化教育を実施すべきと考える。

四つ目は、中国では、日本のように公立学校の学級規模を法令上で厳格に規定しておらず、教育部は小学校45人、中学校(都市部)50人までと規定している公文書があったが、現状では、小中学校とも、56人以上の大規模学級がかなり存在している。それで、中国は日本のように法律上の拘束力が必要であると考えている。

終章 本研究の成果と課題

本章では、前章までの考察や分析を踏まえ、本研究の成果と展望を述べるとともに、今後の課題を提示する。本研究の成果は前章で得られたもので、ここで今後の課題に焦点を当てると、以下の3点があげられる。

一つ目は、今回の法改正は「小学校1年」に限定された法案になっている。しかし、附則は複雑な言い方で表現されているが、今日の国や地方の財政状況を勘案したものと言っている。この法案が成立すれば、2011年4月から1年生は35人学級として編制されるが、2年生になる時、35人学級と編制されるかどうかは定かではない。

二つ目は、少人数教育の実現のためには、義務標準法の学級編制標準の改善だけではなく、それをしっかりと支える教育財政制度の再構築を求めたい。それは、教育一括交付金のような地方裁量権のさらなる拡大の方向ではなく、当面、義務教育費国庫負担率の二分の一復活、国庫負担対象手当て等の拡大等を実現していくことが求められる。

三つ目は、今回の質問紙調査について、筆者が住んでいるところの二つの小中学校を対象として行われた。地域的に制約されているので、全国的な状況を把握できないと考えている。

これ以外、特別支援教育のニーズを持つ児童生徒の増加、中学校・高等学校での新学習指導要領の全面実施、複式学級の標準引下げ、僻地と東北地方における少人数教育についての研究など、教育現場における課題は尽きない。

【主要引用・参考文献】

- ・ 桑原敏明編著『学級編成に関する総合的研究』多賀出版、2002年。

- ・ 小班化教育研究グループ著『小班化教育』東南大学出版社、2009年10月。
- ・ 蔣莉・李東林・山崎博敏「中国の小中学校における「小班化教育」と学級規模の教育的効果」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第3部、第55号、2006年、pp.153-160。
- ・ 小川正人「学級編制標準引下げの課題と中教審『提言』の意義(特集 学級編制及び教職員定数の改善について)」『教育委員会月報』2010年9月、pp.2-8。
- ・ 堀内孜編著『学級編成と地方分権・学校の自律性』多賀出版、2005年。
- ・ 八尾坂修『明日をひらく30人学級』(＜かもがわブックレット123＞)、かもがわ出版、1999年。
- ・ 21世紀教育研究院編『中国教育発展報告2011版』社会科学文献出版社、2011年3月

教育委員会主催「教育研究論文」についての一考察 —北九州市の事例に焦点を当てて—

新川 由美子
(平成 24 年 3 月修了)

【章構成】

- 第 1 章 研究の目的と方法
 - 第 1 節 研究の目的
 - 第 2 節 研究方法
 - 第 3 節 論文の構成
 - 第 4 節 用語の定義
- 第 2 章 教育研究論文とは
 - 第 1 節 教員の研究と修養の必然性
 - 第 2 節 戦後の教育実践研究の変遷
 - 第 3 節 反省的実践家としての教員の資質の向上に向けた教育研究論文
 - 1 「暗黙知」を「明示知」へ
 - 2 「反省的実践家」としての教員の資質形成
- 第 3 章 北九州市における教育研究論文の実態
 - 第 1 節 教育研究論文の変遷
 - 1 実際
 - 2 北九州市における「教育研究論文」の変遷
 - (1)北九州市誕生以前
 - (2)北九州市教育委員会における「教育研究論文」
 - 第 2 節 教育研究論文が推進されてきた要因
 - 1 谷口廣保氏の影響
 - 2 「教育研究論文」についての研修
 - 3 議会でも取り上げられた「教育研究論文」
 - 第 3 節 北九州教育委員会における「教育研究論文」の取組から得られる知見と課題
- 第 4 章 福岡県内の学校長の「教育研究論文」に対する意識調査結果
 - 第 1 節 調査の目的・範囲
 - 第 2 節 校長の「教育研究論文」を作成した経験
 - 第 3 節 校長の「教育研究論文」に対する意識
 - 第 4 節 「教育研究論文」を書くことになった動機
 - 第 5 節 「教育研究論文」についての所属職員への指導
 - 第 6 節 「教育研究論文」に向けた研修の必要性
 - 第 7 節 「教育研究論文」の所属職員に対する効果
 - 第 8 節 「教育研究論文」に対する校長の意識
- 第 5 章 本研究の結果と課題
 - 第 1 節 本研究の結果
 - 第 2 節 本研究における今後の課題

【概要】

第 1 章 研究の目的と方法

教育を語る時「教員の資質の向上」は最も核心的な課題である。しかし、教員が主体的に「研究」することに焦点を当てた取組は少ない。

ドナルド・ショーンは、教員を実践しながらその実践を振り返る「行為の中の省察」にもと

づく「反省的実践家」であるとしている。本論文では、教員が研究の視点を持って教育実践に取り組み、その実践を振り返って自ら一定の文章にまとめて応募する教育委員会主催の「教育研究論文」について考察することを目的としている。

以下を研究方法とした。

(1) 教員の「教育研究」の変遷について文献から考察

(2) 北九州市の「教育研究論文」の変遷について、北九州市教育委員会広報誌「教育創造」を元に考察

(3) 福岡県内の小中学校の330名の校長を対象に行った「教育委員会主催『教育研究論文』」についてのアンケート(平成23年2011年1月)を元に考察

本論文でいう「教育研究論文」とは、各教育委員会、福岡県教育委員会、福岡市教育委員会、北九州市教育委員会などが主催して行っている応募型の「教育(実践)論文」のこととする。本論文でいう「教員」とは、小中学校に勤務し、校長・教頭・教諭他、児童生徒に対して直接に様々な指導を行っている者を指す。

第2章 教育研究論文とは

教員の資質の向上に向けて多くの施策や取組がなされている。多くの研修が計画され、最後に報告書や試験で、その教員の資質がどの程度向上したかを確認する場合もある。一方学校現場で行われる校内研修や校内研究も教員にとって大きな研究と修養の場である。目の前の子どもを対象として取り組み、すぐに子どもの変容が分かる。教員が日々の授業や出来事一つ一つに研究的な意識を持って取り組み、常に新たな課題と解決策を持って次の実践に取り組む。それを記録し、研究の成果をまとめたものが「教育研究論文」である。

戦後、教職員組合(日教組)が行っていた教育研究集会では、初回から既に教育研究がイデオロギーや思想をテーマとした研究と教科指導等をテーマとする教育実践研究に2分されていた。それぞれが「組合型」と「研究型」と呼ばれ、互いに相容れないものとして捉えられた。実践的な研究をする教員は教育研究集会等に窮屈さを感じていた。また、その当時の学校では、研究とは難しいものではなく、隣の先生と「ここはどう教えるのか？」などと気軽に話し合うことが第一歩であると、日々の実践にこそ自分たちの資質能力の向上に向けた研究があるという捉え方をする教員が出てきた。

「暗黙知」を「明示知」へ。教員が教育実践である授業や学級経営をする場合、指導案や記録等の文字や、言葉や発問など、誰にでも見える形のものも重要だが、実は教員が子どもにかける言葉に至った意図等、教員が日常的に意識せずに言動していることの方が重要であり、それこそ教員の資質能力であるといえる。しかし、教員自身がそのことを無意識で行動していることが多い。千々布敏弥は、(1)「誰もが明示的に意識できる知識『明示知』に対して、教員の資質の大部分は明確に説明できない『暗黙知』である」と述べている。「暗黙知」とは、ハンガリーの科学哲学者マイケル・ポランニーが提唱した。ポランニーは科学的な発見の際に、科学者は発見の内容を既に暗黙のうちに知っており、発見するとは、暗黙のうちに知っていたものを明示化することであるとした。この暗黙知は教員の資質の多くの部分を占めながら、これまでさほど注目されてこなかった。実は、教員自身もその暗黙知を明確には捉えてこなかったかもしれない。この暗黙知の一部でも何らかの形で可視化し、まずは実践者である教員自身がその暗黙知を自覚し、他の人々にも説明できる明示知にする作業が教育実践研究であり、それを記録する作業が「教育研究論文」作成である。

ドナルド・ショーンは、教師の専門職性は、理論的知識の獲得よりも実践を通して実践の中の知を獲得すること、すなわち反省的思考(リフレクション)が必要であると述べた。教員には「行為の中の省察」で明らかにした「暗黙知」を自覚し、子どもたちとの関係の中で繰り返し広

げられる状況を瞬間的に判断できるような実践的見識が必要である。そのために教員はまず毎日実践している授業や、学級経営、生徒指導、保護者対応、子どもの様子等を記録して振り返り、省察し、次の取り組みへのヒントを蓄積しながら「暗黙知」を「明示知」にしていく作業をすることが大切であり、その反省的実践の積み重ねこそ教員の資質能力の向上につながるものである。

第3章 北九州市における教育研究論文の実態

北九州市は旧五市（旧門司市、小倉市、若松市、八幡市、戸畑市）が合併し昭和38年に誕生した。旧5市において、昭和27年の教育委員会発足当時から応募型の教育研究論文や、応募型の実践研究は実施されていた。

①門司市の例

当時の門司市では教育研究論文の応募が盛んに行われ、優秀な賞を受けた学校や個人の名前が「門司教育委員会月報」に掲載されている。研究的に取り組む教員や学校が教育委員会から評価されていた。門司区の教育研究の特徴として、門司区に在籍する全ての教員を自ら研究的に取り組もうと考えている教科等に分けたグラフとして示している。教育委員会が、全ての教員に研究的に実践に取り組む教科領域を持つように推奨し、その意味や価値を教員に理解させようと試みていたことが伺える。

②小倉市の例

小倉市教育委員会沿革史によると、小倉市教育委員会では「教育研究論文」の執筆をかなり強く推し進めていた。10年間分の優秀な論文を作成した教員の名前とテーマ、論文の数の推移の表を見ると、昭和35年には675点にも上る応募があったとある。原稿用紙30枚などという分量や1月中旬が締め切りであること等、現在の北九州市教育委員会のものとはほぼ同じである。現在の北九州市教育委員会での実施の「教育研究論文」の原型は小倉市のものがモデルになっていると考えられる。

平成になってからの「教育研究論文」の応募数の経緯は、平成元年度(1989年度)には「団体論文」119点、「個人論文」311点、合計430点であったものが、平成22年度(2010年)には、「団体論文」148点、「個人論文」577点、合計725点になっており、年々増加の傾向である。北九州市では応募者の教職経験や校種によって部門を分けたり、くくり方を変更したりしながら募集してきた。初任者研修で「教育研究論文」の作成を悉皆にしたり、十年次研修の報告書を「教育研究論文」に代えることができるようにしたりすることで、年次を追いながら「教育研究論文」の作成をさせ、教員の資質の向上をねらっている。

教科等別の応募数に目を向けると、例えば、平成12年度(2000年)指導要領が改訂され「総合的な学習の時間」が導入される4,5年前から「複数教科の合科的指導」や「福祉教育」「環境教育」といったテーマの応募点数が増えている。また、2003年のPISAの学力検査によって数学的リテラシーが世界第6位になったことを受け、算数・数学の応募点数が激増している。このように、教員はその時代の教育課題をいち早く察知して、それを自分の課題として教育実践の中で研究的に取り組んでいる。

「教育研究論文」が北九州市で推進されてきた要因を3つ挙げる。まず、谷口廣保氏の影響である。昭和38年度(1963年度)、北九州市教育委員会が発足し、「教育研究論文」の募集が始まった時、その礎を築いた人物の一人として谷口廣保氏が挙げられる。前年度までは旧5市に教育委員会があり、それぞれに教育行政が実施されていた。この年は旧5市の教育委員会が一つの方向に向かって意思を統一して取り組めるかという課題のあった年である。その年、教育委員会学校教育課（現在の指導部）の指導主事であった谷口廣保氏が企画担当責任者となって、「教育研究論文」（当時は「研究論文」）の募集要項を作成した。5市それぞれの思惑があ

ったことが想像されるが、ほぼ、現在北九州市教育委員会で実施されている「教育研究論文」の募集要項と同様の形がここで確立した。その最後の項に「応募は、すべて個人または団体の自由意志によるものであってだれからもそれを強制されるものではない。」とあり、「教育研究論文」が純粋に教員自身が自分の資質の向上のために、ひいては子どものために取り組まれるべきものである。との強い思いが感じられる。第一回論文集に谷口氏が寄せた文からもそれが読み取れる。教員に対して実践に研究的に取り組み、それを振り返り、文にまとめることの意味と価値を伝えている。その後も谷口氏は立場を変えながら、繰り返し「教育研究論文」の取組の大切さを伝え、教員を励まし続けた。また、そこで指導を受けた教員が管理職になり、若い世代に対して「教育研究論文」の意味や価値、書き方や形式などについて伝え続けている。

2つめは研修の充実である。北九州市立教育センターで実施される初任者を対象とした研修の中に「課題研修」を位置づけ「教育研究論文」につながるように設定されている。また、全教員を対象に教育センターで月に1回行われている自主参加である土曜講座で、平成22年度から「教育研究論文の書き方」という2回続きの講座が開設されている。このように、「教育研究論文」作成を目的とした研修を、求めれば誰でも受講できるようになっている。

3つめは「教育研究論文」が議会でも取り上げられたことがあることである。平成16年(2004年)6月の北九州市議会で「教育研究論文」についての質問が上げられた。小学校と中学校の応募数の差、応募数の学校差について教育委員会としての対応を問うものであった。いずれも応募数を問題視し、応募の少ない学校に教育委員会からの指導を強要するような質問内容である。教員の資質の向上に向けて作成されるはずの「教育研究論文」が、数だけを話題に外的な圧力がかかることに当時の校長や教員は不快を感じたに違いない。しかし、北九州市においては「教育研究論文」が、市民の大きな関心事の一つであることが分かる。

北九州教育委員会における「教育研究論文」の課題は次のように挙げられる。○表記において仮説実証型が主流を占め、画一的である。○応募点数は多いが若い世代の割合が高く、中堅教員の応募の割合は高くない。○「教育研究論文」の成果が広がらない。○小学校・中学校で応募数に差がある。○作成時間の確保が難しい。○応募数が学校評価や業績評価の指標になっている。等である。「教育研究論文」が盛んな北九州市だから多くの課題も挙げられるが、いずれの解決も校長の研究に対する前向きな学校体制作りの手腕にかかっている。

北九州教育委員会における「教育研究論文」の課題は次のように挙げられる。○表記において仮説実証型が主流を占め、画一的である。○応募点数は多いが若い世代の割合が高く、中堅教員の応募の割合は高くない。○「教育研究論文」の成果が広がらない。○小学校・中学校で応募数に差がある。○作成時間の確保が難しい。○応募数が学校評価や業績評価の指標になっている。等である。「教育研究論文」が盛んな北九州市だから多くの課題も挙げられるが、いずれの解決も校長の研究に対する前向きな学校体制作りの手腕にかかっている。

第4章 福岡県内の学校長の「教育研究論文」に対する意識調査結果

調査の目的と方法は、福岡県内の小中学校の校長330名に「教育研究論文」についての意識調査を行い、校長がそれをどう捉え、所属の教員の資質能力の向上に向けてどう利用しようとしているかの考察である。回収数は168(50.9%)であった。

1 個人論文作成の経験

90%以上の校長が個人の教育実践をまとめる「教育研究論文」作成の経験がある。これだけの校長が教育実践に研究的に取り組むことの効果や課題、取り組み方、記述の仕方、また、苦労や喜び、自分の身についた力や成果などを経験から知っている。その経験を生かして所属職員に対して「教育研究論文」の作成を指導すると考えられる。

人ノ書イタモノヲ読ムノハ ヤサシイ
人ノ書イタモノヲ 論評スルコトモ
ソウ ムズカシイコトデハナイ

ムズカシイノハ
自分ミズカラガ 書クコトナノダ
ミズカラノ 実践ヲトオシテ
考エ マトメ 書クコトナノダ

イソガシイ 教育ノ現場カラ
尊イ実践ト 思索ト 表現ノ
イクツモノ苦シミヲ 超エテ
ヨセラレタ 108 点ノ論文ニ
ワタシハ 心カラ 合掌スル

谷口氏が第一回論文集に寄せた文

2 団体論文作成の経験

86.3%の校長が団体論文としての「教育研究論文」を作成した経験がある。これだけの校長が、自分の教職経験の中で、研究主任や教務主任などの校務分掌を受け持ち、ミドルリーダーとして校内研究の中心となって団体としての研究を「教育研究論文」にまとめた経験がある。

校長の「教育研究論文」に対する意識を以下に示す。

1 資質能力の向上への不可欠性

75.0%の校長が「教育研究論文」作成は「教員の資質能力の向上に欠かせないもの」と答えている。同じ割合の校長が「教育研究論文」を作成した経験が「自分の授業力・児童理解力のような実践的指導力の向上に役立った。」と考えていることも分かった。校長は、自分が「教育研究論文」を作成した経験が自分の資質能力を高めることにつながったと感じ、「教育研究論文」が教員の資質能力の向上に欠かせないという考えにつながっている。

2 実践的研究能力の育成

86.3%の校長が、「教育研究論文」を作成することで「自分の指導等を振り返り、実践の意味や価値を客観的に見ることができるようになった。」と答えている。また、82.7%が「教育研究論文」を作成することで「研究的な視点を持って教育実践に取り組むことができるようになった。」と答えている。校長は教員の実践的指導力を向上させるためには、研究的な意識を持って実践に取り組み、その実践を見つめ、振り返ることが大切であり、そのために「教育研究論文」がとても有効な方策であることを自分の経験から身をもって知り、意識している。

3 学校組織におけるミドルリーダーとしての力量向上

92.4%の校長が団体としての「教育研究論文」作成を通して学校全体を見ることができるようになったと考えている。研究主任や教務主任として学校の課題を見出したり、組織的な取組になるように提案をしたりする等。団体としての「教育研究論文」を作成することは、ただ「書く」力に留まらず、ミドルリーダーとして学校全体を見る力が身につくことに効果的である。校長は団体としての「教育研究論文」作成をてこに、ミドルリーダーを中心とした組織作りに取り組むものと考えられる。

4 採用・昇任等への契機

約半数（47.0%）の校長が「教育研究論文」を作成する実績を積むことが、自分の採用・昇任等（キャリアアップ）につながると考えている。しかし、約半数の校長は、「教育研究論文」と昇任等とは関係はなく、純粋に授業力等の資質能力の向上につながると考えている。更に一方で、「教育研究論文」の応募回数や、上位入賞等が採用や管理職への登用等に関係があると考える校長もいる。

○「教育研究論文」を書くことになった動機

1 管理職やミドルリーダーからのすすめや指導

58.9%の校長が「教育研究論文」を書くことになったきっかけは上司（管理職）からの勧めや指導であったと考えている。「教育研究論文」作成を所属職員に勧める時、まずは校長が直接勧め、指導する方法が有効ではあるが、ミドルリーダーや同僚を通じた組織的な取組になるような校内の研究体制を整えることも重要である。

2 自らの評価としての動機付け

ほぼ半数の校長が「教育研究論文」を書くことになったきっかけは、自らの取組を外部から評価してもらいたかったからであると考えている。「教育研究論文」に対して的確な評価や指導のできるミドルリーダーや管理職の存在は大きい。また、この傾向は小学校より中学校の方が強いという結果である。

以上のような「教育研究論文」の効果を考え、自分の学校の先生に「教育研究論文」作成を勧めると考える校長がいずれの校種、地域においても70%を超えている。

「教育研究論文」への取組が比較的少ない中学校の校長でも70%に迫っており、「教育研究論文」を作成したことはないが、所属職員に勧めると考える校長も多い。

校長は、自分が「教育研究論文」を作成した時に自分に身についたと考えた以下のような資質能力が職員にも身につくと考えている。

- ①授業力・児童理解力のような実践的指導力
- ②自分の指導を振り返り、実践を客観的に見る力
- ③研究的な視点を持った教育実践をする力
- ④マネジメントの視点（PDCA）をもって実践する力
- ⑤団体（学校）論文を書くことで学校全体を見る力

いずれも、自分自身に身についたと考えた割合より、所属職員に対して期待する割合が高かった。校長の「教育研究論文」の効果に期待するものは大きい。

「教育研究論文」の難しさの一つは「教育研究論文」と教員の評価の関係である。「教育研究論文」を作成しさえすれば教員の資質能力が向上するわけではない。しかし、「教育研究論文」を作成することが業績評価や教育委員会からの評価が高いと捉えられるということは否定できない。「教育研究論文」作成が純粋に「教員の資質能力の向上」だけとは言い切れないところに葛藤がある。

また、作成の時間や労力の問題もある。ワークライフバランスや個人情報の管理等を考えると、勤務時間内に作成することは難しい。中学校は部活動や生徒指導対応、入試作業なども入ってくる。そのため、「教育研究論文」の効果は十分に認識しながらも、『教育研究論文』作成で資質能力の向上を」とは言っておられない実態もある。

「教育研究論文」の改善点として、教育委員会に対して募集や審査の方法等を改善して欲しいということ。また、校長自身が学校文化を醸成するなどして、学校経営の中で、教員の資質能力の向上の方策の一つとして「教育研究論文」を位置づけることが挙げられる。

第5章 本研究の結果と課題

先行研究がほとんどないまま研究に取り組むことになりその点に苦勞した。アンケートの分析がまだ多様にできると考えられる。

【主要引用・参考文献】

- ・ 千々布敏弥『日本の教師再生戦略』教育出版、2005年、p5。
- ・ ドナルド・ショーン著、佐藤学・秋田喜代美訳『専門家の智恵反省的実践家は行為しながら考える』ゆみる出版、2001年。
- ・ 佐藤学『教師というアポリア反省的実践へ』世織書房、1997年。
- ・ 由布佐和子『リーディングス日本の教育と社会⑤教師という仕事』日本図書センター、2009年。
- ・ 『教育創造（北九州市教育委員会研究広報機関誌）』北九州市教育委員会、第1号（1963年）～第114号（2010年）。

中国における小・中学校教員資格制度に関する考察 —日本における教員免許制度の示唆から—

張 惠婷
(平成 24 年 3 月修了)

【章構成】

- 序章 本研究の目的と方法及び論文構成
 - 第一節 本研究の目的と先行研究の検討
 - 第二節 本論文の構成
 - 第三節 本研究における用語の定義
- 第一章 中国における教員資格制度の確立と発展
 - 第一節 清末における教員への任用基準 (1886 年-1911 年)
 - 第二節 民国における教員任用基準 (1911 年-1949 年)
 - 第三節 中華人民共和国における教員への任用基準 (1949 年-1993 年)
 - 第四節 教員資格制度の確立及び展開
- 第二章 中国における教員資格制度の現状
 - 第一節 教員資格制度の概況
 - 第二節 教員資格制度に関する認識調査
—内モンゴル・バヤンノール市を例に—
- 第三章 日本における教員免許制度に関する考察
 - 第一節 現行教員免許制度の現状
 - 第二節 教員免許更新制の導入及び実施効果
- 第四章 日本における教員免許制度からの示唆
 - 第一節 日本の教員免許状の分類からの示唆
 - 第二節 日本の教員免許状の授与からの示唆
 - 第三節 日本の教員免許状の効力からの示唆
- 終章 本研究の成果及び今後の課題
 - 第一節 本研究の成果
 - 第二節 今後の研究課題

【概要】

序章 本研究の目的と方法及び論文構成

現代において、子供が学校で教育を受けるのは通常である。ほとんど毎日教員に会う。生徒と共に最も多くの時間を過ごす授業を構成し、授業を支えるのは教員の教養である。授業を通して生徒同士の関係性も築かれ、また生徒の人生観とか世界観とか考え方などに影響を与える。そればかりか、その後につながる影響は、国の在り方を左右するものといえる。したがって、教員は大きな責任を持っている。そして、1980 年代以降の世界各国の教育改革の中心は教職の専門職化である。教員資質及び専門職化の確保は教員養成、教員資格制度、教員の任用制度、教員研修及び生涯学習といった一連の段階において行われる。

中国において、以前教員に関する教員資格制度は存在しなかった。社会的地位が低い、待遇が良くないなど様々な問題が存在していた。90 年代から、「中華人民共和国教師法」、「教師資格条例」、「教師資格認定過渡方法」、「『教師資格条例』実施方法」などが制定され、教員資格に関する法的な条件が整えていた。ところが、中国の教員資格制度の確立はアメリカ、日本など先進国より遅れており、制度上、実施上にも不備が存在している。また、社会の発展・変化につれて、教員の専門に対する要望が漸次高まっている。教員資格制度はすでに雛形があり、

学歴への要求は低いなどさまざまな問題が指摘されている。教員資格制度は教員に要求される基本的な資質の水準を保障するものであり、教員資質向上の最初の段階として重要な位置づけが視され、一層重視すべきだと考えられる。

本研究は義務教育を中心とする小中学校教員資格制度を研究対象にしている。教員資格制度の歴史とともに、各方面から詳細に現行教員資格制度を考察した。また、先行研究としての実証的研究が少ないため、内モンゴル・バヤンノール市におけるアンケート調査を通して、小中学校教員による教員資格制度に対する認識及び評価の実態を把握し、教員資格制度の課題を明確した。また、日本の教員資格制度を考察することにより、中国の教員資格制度への示唆を提示した。

第一章 中国における教員資格制度の確立と発展

第一章では、清末から教員資格制度の確立まで、教員資格制度にとって変わる教員任用基準の特徴を明らかにし、また、現行教員資格制度の確立及び展開を考察した。

清末に、1909年12月の「検定小学教師章程」の公布により、教員任用の基準、検定試験の種類、内容などが規定された。資格に満たさない者は検定（試験検定または無試験検定）を受けることで、合格する者に許可状を与えるが、この許可状は小学校教員の教員資格証書に相当する。これは歴史上においてはじめて教員資格への要求が規定され、教員資格制度の原型とも言える。また、民国に入って、教員への任用基準を清末より一層厳しく、内容も一層充実してきた。清末の小学校教員の検定制度を改定するだけでなく、中等学校（初級中学と高級中学）教員への検定制度も設けた。清末から民国まで、教員検定制度は社会の変動の中で確立し、教員への任用基準も徐々に明確、健全になってきた。師範学校卒の者だけでなく、認定要件を満たす非師範学校卒の者にも検定に合格すれば、教員になることができ、非師範学校の学生にも門戸を開いた。このような検定制度によって教員になるための最低基準が定められ、教員に求められた最小限の資質を法律上で保障した。これは当時の中国にとって先進的で、画期的である。その後の教員資格制度の確立への土台となっていると言える。しかし、中華人民共和国に入って、清末、民国期における教員検定制度を引き続き発展させずに、廃止することにした。教員資格に関する明確な規定もなかった。各種の師範学校を卒業すれば、教員になる資格がある。1958年以降、「大躍進」、「文化大革命」の影響により、教育分野も大きな破壊を与えられ、師範教育において全面的な崩壊に陥るようになった。教員資格制度の整備どころか、師範教育もほとんど白紙状態に戻った。1986年に至って、小中学校教員への教員検定試験制度が再び復活したが、法的な規制力も弱かったのである。

1994年「教師法」の公布によって、教員資格制度ははじめて法的に確立された。また、その後の「教師資格条例」（1995年）、「『教師資格条例』実施方法」（2000年）の制定によって、教員資格に関する法的な条件が整えられた。2002年から教員資格制度の実施が全面的に展開され、教員資格制度の確立及び全面実施は教員資質向上の一環として位置づけられたと考えられる。

第二章 中国における教員資格制度の現状

第二章では、まず、教員資格の分類、教員資格試験、教員資格の認定、教員資格の効力の側面に着目し、現行教員資格制度を考察した。

中国の教員資格は学校種別に区分され、幼稚園教員資格、小学校教員資格、初級中学校（中学校）教員資格、高級中学校（高校）教員資格、中等職業学校教員資格、中等職業学校実習指導教員資格、高等教育学校（大学）教員資格に分けられた。小中学校教員資格の基本的学歴要求はそれぞれ中等師範学校、専門学校の学歴である。教員資格試験は規定された学歴に達して

いない者、または学歴を満たす非師範学校卒の者が対象となる。教員資

格試験の内容は主に教育学及び心理学であり、それ以外に、教育方法等の科目も試験に入れた地域もある。

師範学校の学生は教員資格試験を受けず、標準語水準検定等級の二級乙等を取得し、規定された書類を備え、直接教員資格を申請し、取得することができる。非師範学校の者は教員資格試験に合格し、標準語水準検定等級の二級乙等を取得したうえで、規定された書類を備え、教員資格の申請ができる。初回審査を経て、各省レベルの教育行政部門に制定された検定方法及び基準により、申請者に面接・模擬授業を行い、申請者の教育教授能力を

審査し、合格すれば、教員資格を取得することができる。教員資格の認定部門は各レベルの教育部門である。小中学校教員資格は県級レベルの教育部門によって認定、授与される。現行教員資格制度に基づき、中国の教員資格は生涯にわたって有効となり、そして、全国的に通用する。2011年、中国にも教員免許更新制を導入する動きが見られ、指定された地域から試験的に実施する方針が出された。今後、終身有効の教員資格制度を打破し、五年ごとに教員資格を更新する制度の導入が望まれる。

そして、小中学校の教員は教員資格制度をどう考えているか、教員資格制度の実施は小中学校教員にどのような変化をもたらしたかについて分析する必要があると考え、筆者は地元の中国・内モンゴル・バヤンノール市で20問からなるアンケートに基づいて、4つの小中学校の120名教員を対象にアンケート調査を実施した。小中学校教員に対するアンケート調査を通して、教員資格申請条件、教員資格試験、教員資格制度の実施効果、教員資

格改善の面から、小中学校教員の教員資格制度に対する認識及び評価という実態を分析し、現行教員資格制度の課題をまとめた。調査結果としては、半数以上の教員は教員資格制度の実施が以前より教員に有益な変化をもたらしたと認めている。特に、教員資格制度の実施は教員としての専門職化の向上(73%)、教員の職業競争性を高める(67%)、学歴の向上(65%)の面に役に立つことが読み取れる。その一方、師範学校卒の教員であっても、非師範学校卒の教員であっても、教員資格の申請条件が低く、特に学歴に対する不満が多い。教員資格制度における学歴への基本要求は採用時における学歴への要求とずれていることと、高い学歴と教員力の向上につながっていると思われることがその原因になっている。

そして、非師範学校卒の教員(89%)は教員資格試験の実施にほぼ肯定的な態度を持っている。ところが、教員資格試験の内容がもっと実際の教育活動と結び付き、試験科目を増やすような面などから教員資格試験の内容を充実する工夫が必要となる。また、教員資格認定における面接・模擬授業は教授能力を審査するという目的に達していない。形骸化問題は顕著である。

改善点において、最近の動向である教員資格更新をすることに支持する態度を持つのは多数であり、教員が不断の研鑽を積んで教育活動を行うことに励むことが最大の理由となる。そして、現行教員資格制度に教員の教授能力の審査を一層厳格化することへの要望が強かった。教員資格制度は教員の教授能力向上と密接にするよう工夫することが必要と考えられる。

第三章 日本における教員免許制度に関する考察

日本における教員免許制度は早くも明治時代に芽生えた。1872年の「学制」の公布により、教員の資格について制定し始めた。戦後において、戦前の閉鎖的な制度を打破し、大学における教員養成と開放的免許制度、及び教職課程の単位修得を必須とする専門職を根拠にする新たな教員免許制度を確立した。その後も「免許主義」と「開放的原則」を堅持しながら、教員免許制度にいくつかの改革をし、平成19年、教員免許更新制の導入が決定されることになり、現行教員免許制度に辿り着いた。本章では、教員免許状の分類、教員免許状の授与、教員免許状効力の面から教員免許制度の現状を考察した。また、平成22年文部科学省による「教員の

資質向上策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査」に基づいて、免許状更新講習の実施効果を分析しつつ、課題を検討した。

日本の教員免許状は大別には普通免許状、特別免許状、臨時免許状がある。普通免許状に学校種別（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、養護教員、栄養教員）、教科種別、級別（一種、二種、専修）に細分され、小中学校教員免許状への最低学歴要求は短期大学の学歴である。現在、小中学校教員は種免許状が主流であり、つまり、大学卒程度はほとんどである。在職経験年数及び所定単位の取得によって異なる種別の免許状及び上位免許状の切り替えができ、免許状の弾力化、柔軟性または厳密性がみられるのである。また、教員免許状の取得は大学における養成による普通免許状の取得ルートが一般的で、それ以外に、教員資格認定試験、教育職員検定によって免許状を取得するという二つのルートがある。免許状の授与は都道府県教育委員会により行うのである。そして、普通免許状だけ全国通用し、特別免許状及び臨時免許状は授与権者の置かれた都道府県のみ有効である。また、免許更新制度の導入によって、普通免許状及び特別免許状には10年の有効期間が付けられた。臨時免許状は授与から3年間（特例6年間）が有効となる。

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得るという目的とし、導入された。免許状の更新要件としては免許状更新講習の受講・修了することである。文部科学省「平成22年度免許状更新講習・事後結果」、「教員の資質向上策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査」における「他の研修等と比較して免許状更新講習をどのように考えるか」の調査の結果を踏まえ、免許状更新講習は総じて積極的な評価が得られた。免許更新制の導入によって特に教員に最新の知識、専門的な知識の習得にプラスの効果があるという結果が見られる。これは教員資格制度を導入する目的である教員が社会、学校、子供の変化に応じて、その時々が必要とされる最新の知識、技能等を身につけることに合致することが見られる。また、教員としての専門職の維持、教員が常に緊張感を持って自己研鑽することへの刺激の面にも役に立つ。しかし、実践問題として知識がこの後の教育実践にどのぐらい役に立つかという疑問は残されていた。そして、免許更新制度の導入に伴う免許状更新講習の受講義務により、多忙中の教員への負担増加、受講料の負担、講習内容と現場のずれ等の問題点を配慮すべきである。教員免許更新制を柔軟的に運用することが一層必要であると考えられる。

第四章 日本における教員免許制度からの示唆

第四章では、前章まで両国の教員資格制度（教員免許制度）に対する考察に基づき、教員免許状の分類、授与、効力に着目し、日本の教員免許制度からの示唆を示したい。

まず、日本の教員免許状の分類からの示唆である。中国と日本の教員資格（免許状）の種類は学校種ごとに区別されることによって、学校種ごとに相応しい教員を提供することができるという点が同質である。しかし、中国の教員資格は高一級学校の教員資格証書を持つ方が低一級の学校の授業を担当することができるという特徴を持ち、各年齢層の児童生徒の発達状況を軽視しがちで、教職専門職性を阻害するに間違いはない。また、異なる学科の教員資格証明書の間で相互認定できるかなどには明確な規定はなかった。この曖昧さによって、教員の学科能力は軽視され、教員資質の低下が生じるだけでなく、教職専門職にも影響を与える。したがって、中国の教員資格制度において、異なる学校種、教科の教員資格を相互認定できるか、また認定のあり方を明確的に規定し、教員資格の柔軟性に法的な保障する必要があると考えられる。そして、現在、中国では、障害がある児童生徒（2009年、6.4万人）は大きな数で存在しており、特殊教育（特別支援教育）に従事する教員へのニーズも大きいと推測できる。日本の

教員免許状の種類に参照し、中国でも特殊教育教員資格を設けることである。特殊教育に従事する教員の専門職性を確立すべきだと考えられる。

次に、日本の教員免許状の授与から得た示唆である。日本の場合、時代の要請に応じて、教員への学歴要求を絶えず引き上げてくることに対して、中国では、教員への学歴要求は小学校教員が中等師範学校卒レベル、中学校は短大卒レベルであり、教員資格制度が確立して以来、変わっていなかった。教員の資質の重視、高等教育の大衆化につれて、10年以上前に規定された教員としての基本的学歴の要求は今の時代に適合しない面も見られる。特に、経済発達地域ほど、教員に高い学歴が要求された。時代の発展に応じて、地域のアンバランスの発展を配慮し、教員資格制度を定めた学歴基準は経済発達地域、経済発達していない地域、貧困地域に区別して定め、引き上げることを検討し、法制化する必要があると考えられる。そして、授与方法から見て、日本と違って、中国の教員資格制度に、教員養成段階における教員養成課程の基準・内容が規定されず、教員養成との繋がりが薄い。師範生、非師範生に共通の教員養成の課程、基準が欠けることで、非師範生が主に心理学、教育学の補習を行い、教員として必要とされる理論知識の習得が不十分だけではなく、師範生にとって不公平である。師範生、非師範生に共通の教員養成の課程、基準を規定することは必要である。それに、教員資格制度における模擬面接は非師範学校卒の者に教育教授能力、実践的な能力への審査は必ずしも十分ではないと考え、非師範学校卒の者にも教育実習を重視すべきであると考えられる。

さらに、日本の教員免許状の効力から得た示唆である。中国の教員資格制度は時代に応じて教員としての専門性の維持及び教員への監督、意欲向上の視点から見て、教員資格を定期的に更新することは教員の資質向上に有益で必要だと考えられる。

終章 本研究の成果及び今後の課題

本研究の成果は主に日本の教員免許制度からの示唆である。ここで、今後研究上の課題を述べる。

一つ目は、今回行ったアンケート調査は地域、対象者数において限られており、教員資格制度への認識及び評価をある程度反映したが、全国の実態を把握するまではできなかった。したがって、さらに全面的に制度への評価を把握するため、異なる地域の教員を対象に調査を深める必要がある。また、今回行ったアンケート調査の対象に非師範学校卒の教員の割合が少なく、教員資格試験及び認定における模擬面接への評価は必ず十分ではないと考え、今後、より多くの非師範学校卒の教員に絞って、調査を行う必要がある。

二つ目は、2011年、中国にも教員免許更新制を導入する動きが見られ、指定された地域から試験的に実施する方針が出された。しかし、どのような形で行うか、実施の目的、研修制度及び教員職務称号評定制度と結びつけるかなどがまだ公表されず、今後注目する必要がある。特に、試行拠点に入れた河北省、上海市、浙江省、山東省、湖北省、湖南省、広西チワン族自治区、海南省に教員資格更新制の動きを注目する必要がある。

【主要引用・参考文献】

- ・汪継玲「教師資格認定面接中存在の問題及思考」『教育探索』、第1期、2006年、pp.119-120。
- ・牛志奎「中国における教員養成・研修と資格制度」『教員の養成・免許・採用・研修』教育開発研究所、2008年、pp.272-285。
- ・黒沢惟昭、張梅『現代中国と教師教育』明石書店、2000年。

- ・ 吳全華「意義与問題－对我国教員資格制度的解読」『華南師範大学学報（社会科学版）』第4期、2001年、pp. 90-94。
- ・ 陳凡「我国教師資格考試問題研究及启示」『教師教育管理』第3期、2006年、pp. 10-12。
- ・ 陳永明『中国と日本の教師教育制度に関する比較研究』ぎょうせい、2004年。
- ・ 八尾坂修『学校改革の課題とリーダーの挑戦』ぎょうせい、2008年。
- ・ 八尾坂修『教員免許更新制度』明治図書、2008年。
- ・ 余定「关于中国教師資格的歴史考察」『教師与教師教育研究』第11卷第7期、2009年、pp. 65-70。
- ・ 李桂林等編『中国近代教育史資料汇编』（普通教育）上海教育出版社、2007年。
- ・ 魯素鳳「我国教員資格有効性存在問題和对策」『教員教育研究』第17卷第1期、2005年1月、pp. 24-25。

アメリカ合衆国における子どもを対象とした 音楽療法の特質に関する考察

豊辻 晴香
(平成 24 年 3 月修了)

【章構成】

- 序章 研究の目的と方法
 - 第 1 節 本研究の目的
 - 第 2 節 研究の方法
 - 第 3 節 先行研究の検討
 - 第 4 節 本研究の構成
- 第 1 章 アメリカ合衆国における音楽療法の歴史的展開
 - 第 1 節 西洋的音楽療法が根付く土壌
 - 第 2 節 音楽療法の萌芽
 - 第 3 節 音楽療法の展開
- 第 2 章 アメリカ合衆国における子どもを対象とした音楽療法の特質
 - 第 1 節 論文の状況
 - 第 2 節 被験児の背景
 - 第 3 節 音楽療法研究の状況
 - 第 4 節 子どもを対象とした音楽療法の特質
- 第 3 章 アメリカ合衆国における今日的研究動向に関する考察
 - 第 1 節 現代の音楽療法研究の動向
 - 第 2 節 障害の有無および音楽嗜好が幼児の音楽能力発達に及ぼす影響
—現代の音楽療法研究の傾向を踏まえた実践研究を通して—
- 終章 本研究の成果と課題
 - 第 1 節 本研究における成果と日本における音楽療法への展望
 - 第 2 節 今後の研究上の課題

【概要】

序章

本研究は、アメリカ合衆国（以下、アメリカと表記）における子どもを対象とした音楽療法の特質について、研究論文内容の傾向と変容に焦点をあてつつ、その歴史的展開と今日的動向を明らかにすることを目的としている。その方法として、屈指の規模を誇る音楽療法団体によってアメリカで最も古くからが刊行されている音楽療法学術論文誌： *Journal of Music Therapy* に掲載されている論文から子どもを対象とした音楽療法の研究論文を抽出し、その傾向と特質を探る。

同様の手法を用いた先行研究には、①音楽療法研究の動向や形態、②実践現場の音楽療法士の勤務状態、③実践現場での内容、等がある。しかしそれらは特定の研究対象期間や子どもの障害、また調査結果のみで研究背景の考察に至らないなど限定的研究であった。そこで本研究において同誌創刊の 1964 年から 2007 年に至るまでの全ての子どもを対象とした音楽研究論文を調査し考察することは、先行研究に比べ子ども領域において包括的な研究となり、アメリカの音楽療法の特質の全体像を明らかに出来ると考える。

日本における音楽療法の実践例は 1965 年頃までに障害児、高齢者、精神病人などの領域で見られ始めたが、1995 年に全日本音楽療法連盟発足、現在は高齢者施設を実践の中核としな

がら音楽療法士の国家資格化を目指している。だが近年教育や福祉現場で障害児に関する環境が変化しつつあり、今後子どもへの実践提供の増加が見込まれる。そこで音楽療法の先進国であるアメリカではどのような歴史的変遷を遂げ現在に至るのか。アメリカにおける子どもを対象とした音楽療法の特質を考察することで今後の日本における子どもに対する音楽療法の方向性を示す一助としたい。

第1章 アメリカ合衆国における音楽療法の歴史的展開

アメリカにおける音楽療法の歴史は、個々の小さな活動が積み重なって発展してきた。ヨーロッパからの移民や入植前の時代では、アメリカ先住民族は音楽的理論の概念は発達させていないものの、音楽の力を信じ儀式や治療、政治、宗教といったさまざまな生活場面で活用し、音楽を楽しむことよりも音楽による効果を重要視した。

アメリカで理論性を伴った音楽療法が登場したのは1789年である。その後18世紀から19世紀前半にかけては成人を対象とした幾つかの音楽療法が試行されたもののその結果は社会に反映されることなく、全国的な普及には至らなかった。背景には当時建国したばかりで国力が安定していないことが考えられる。

19世紀中盤以降のアメリカは、領土拡大、人口増加、経済成長とさまざまな面で急速に発展し、教育機関では特に障害児に対する音楽教育的な実践が顕著であった。また精神病院といった福祉施設も充実し、それに伴い音楽療法の提供場所も増えてきた。

20世紀前半に医療科学の概念が確立したおかげで、音楽効果を科学的に立証する傾向が強まった。また複数の治療を組み合わせた全体論的治療も提唱され、音楽療法もその一治療として含ませる動きが見られた。1944年以降アメリカ国内の大学で次々と音楽療法学科が設置され、カンザス大学などが病院と提携して実習や研究場所を確保していった。このように医療界や教育界の展開は音楽療法の発展にも貢献してきた。

20世紀前半に起こった二つの大戦は、アメリカ音楽療法に多大な影響を与えた。特に第二次世界大戦では軍の采配で負傷兵・帰還兵に対して音楽療法が施された。さらに民間団体も積極的にボランティアを行った結果、音楽療法の実践場所が一気に増加した。しかし療法士の社会的地位は低く戦後も多くの療法士が無償活動を続けていた。そこで1950年、アメリカで初めて全国音楽療法組織団体：National Association for Music Therapyが発足し、音楽療法士養成課程の体系化や資格認定化に着手された。1964年には音楽療法の学術誌：*Journal of Music Therapy* が創刊された。こうしてアメリカでは音楽療法が展開されてきたのである。

第2章 アメリカ合衆国における子どもを対象とした音楽療法の特質

Journal of Music Therapy が創刊された1964年からNational Association for Music Therapyが他団体と合併し新体制になる前の1997年までを研究対象とし、この34年間に刊行された*Journal of Music Therapy* から子どもを対象とした音楽療法の研究論文を抽出し、以下の点について分析した。

論文の状況

子どもを対象とした音楽療法の研究論文数は合計で158編あり、その内訳は、1960年代：24編、1970年代：56編、1980年代：49編、1990年代：29編であった。全ての掲載論文数に対する子どもを対象とした論文の割合は、1960年代：23%、1970年代：34%、1980年代：29%、1990年代：25%であり、34年間をとおして29%の掲載率であった。掲載論文の中には音楽療法の実践研究ではなく論文分析や養成課程の考察といったものもある。またアメリカの音楽療法の実践現場には子どもの他、認知症などの高齢者、精神病などの成人、緩和ケアなどの医療

現場、そして健康促進などの福祉現場の主要 5 領域がある。その中で掲載率 29% という結果は子ども領域への注目の高さを示唆している。

また、論文の形態を調査するために次の 4 区分を設定した。①量的論文：結果等を数的または量的に提示することで音楽療法の効果や対象者の反応に関する重要な問題を解決する目的で行われる。この形態を使う研究は主に行動療法的アプローチが多く、臨床実験研究などに活用される。②質的論文：療法士（研究者）の役割そのものがとても重要となり、結果だけでなく実験の途中経過段階にも着目する研究である。この形態を使う研究は主に哲学的、人間中心学的アプローチが多く、事例について順を追って記述する傾向がある。③調査論文：子どもの能力や実態などを検証する論文で、継続的な実験を行わず 1 回限りのテストをした研究とする。④紹介論文：子どもを対象とした音楽療法を行う施設や組織の活動を紹介するのみに止まった論文とする。結果、量的論文：91 編（58%）、調査論文：37 編（23%）、紹介論文：17 編（10%）、そして質的論文：13 編（8%）であった。

量的論文の多さが顕著であるが、これは音楽療法の境遇とその背景が如実に反映されている。上述のように音楽療法の歴史は第二次世界大戦あたりから本格的に取り組みが始まった新しい分野であり、他分野より認知度が低く実践現場では対価を払ってまで音楽療法を取り入れる所は少なかった。

したがって 20 世紀後半の音楽療法士たちの大きな使命は音楽療法の有効性を世に広めることで専門性を極め、社会的地位を獲得することだった。そのため明確な結果数値が提供される量的論文や調査論文が多いと推察する。

被験児の背景

被験児の症状や状態を調べたところ、障害系では知的障害：31%、行動／情緒障害および健常児：11%ずつ、聴覚障害：9%、自閉症および身体障害：7%ずつと続き、それ以外の言語障害、学習障害、発達障害、精神障害、未熟児はそれぞれ 5%未満であった。また子どもの置かれた状況に着目した入院患者や家庭環境が 3%ずつあった。このように被験児の 8 割以上が障害児で、特に 1970 年代から 1980 年代に多く実施されているが、その大きな要因の一つに 1975 年に制定された全障害者教育法がある。同法を機に障害児が個人宅等から公の教育現場に出現し始めた。また同年代には用語に伴う学会名の改称や正式な診断名の起用など、有識者による障害にまつわる動きもあった。このような社会的動向が音楽療法における研究対象に影響を及ぼしたと考えられる。なお、健常児が多い理由として、健常児を研究の対象とすることで音楽の有効性を一般化させ、音楽療法の実践場所を拡大させる意図があったと推察する。

被験児の年齢は、児童（6～12 歳）：46%、少年（13～18 歳）：24%、幼児（1～5 歳）：15%、成人以上（19 歳以上）：10%、乳児（0 歳）：3%であり、残り 2%は不明であった。アメリカの人口統計で幼児が最も多い時期があるにも関わらず、被験児では義務年齢に該当する児童や少年が高い割合を占めていた。

研究の状況

音楽療法研究の 87% が複数の被験児を用いているものの、実践する場合は単独で、または 10 人以下の少人数グループ体制で実践する傾向が強かった。このように個別または少人数で量的研究（いわゆる行動療法的アプローチ）を行う傾向が強くなっている一因として、統制可能な実践環境を整備し、子ども一人ひとりの正確な科学的データの獲得を目指したことが考えられる。

音楽療法の研究実践場所の結果は学校：33%、病院関連：21%、専門施設：13%、研究機関：10%、幼児施設：7%であり、残りは不明等であった。上述のように被験児の中では児童に該

当する年齢児が最も多くさらには全体の3割が知的障害を抱えている。そして実践場所の33%が学校で行われていることを鑑みれば、この34年間で障害児が学校現場で受け入れられてきたことが推察できる。しかし1990年代では学校と病院の差が縮まってきていることから、近年音楽療法の実践場所の主流が変わったか、または実践対象児の領域が拡大していると考えられる。だが研究実践場所が明記されていない論文も大変多かったことから、子どもおよび音楽療法の研究活動拠点を同資料から正確に読み取ることは難しかった。

音楽療法研究の特質

音楽療法の目的は、認知機能：24%、行動機能：19%、実態調査：16%、言語機能：11%、社会性：11%、自己形成：8%、身体機能：5%、集中力とその他はそれぞれ3%であった。認知機能や行動機能は被験児の中で多かった知的障害や行動／情緒障害児らが抱える特質的問題である。またどの年代でも堅調に実施されている認知機能、行動機能、および実態調査は、いずれも音楽療法による子どもの変化や実態等を客観的にとらえその結果を数的に表示している。つまり音楽療法の目的には、子どもが抱える問題に適したものの効果を万人に提示しやすいものが設定されていることが明らかとなった。

音楽療法の活動種類は、受動的活動では聴く活動：33%およびレッスン／鑑賞：3%、能動的活動では歌唱：23%、楽器演奏：17%、運動／リズム：15%、劇／ゲーム：5%、および創作：2%、そして不明なものが2%あった。能動的活動のほうが受動的活動と比べて種類が豊富で使用率も高いことから、音楽療法では子どもが能動的に取り組むよう促されたことが分かる。さらには歌唱や演奏の活動では研究目的によって集団や個人など、活動パターンを変えて実施していることが明らかとなった。

しかし個々の活動においては聴く活動の使用率が最も高い。おそらく新生児は発育上の問題で能動的活動の制限があるためであろう。同じく聴く活動では聴覚障害児の聴覚能力把握の研究など子どもの機能と音楽要素との関係性を明らかにする試みが多くみられた。

総括すると、1964～1997年のアメリカの音楽療法は行動療法的アプローチをベースとし知的障害を中心とした子ども領域を発展させた。また児童の被験児数および学校での実践が多いことから、教育制度や教育現場の動向がアメリカの音楽療法発展と深く関わっていることが示唆された。

第3章アメリカ合衆国における今日的研究動向に関する考察

1998年、*Journal of Music Therapy*の発行団体で行動療法的アプローチを主軸に展開してきたNational Association for Music Therapy (NAMT、1950年発足)と、その主義に賛同できず質的研究や音楽要素と療法士・対象者間の関係性を重視した創造的音楽アプローチを用いたAmerican Association for Music Therapy (AAMT、1971年発足)の二つの音楽療法団体が合併し、新しくAmerican Music Therapy Associationが設立された。これにより教育機関や訓練施設、職場環境などの規模が拡大し情報共有が促進された。

この新体制の下、研究分野でも*Journal of Music Therapy*にて旧AAMT会員の著作論文が掲載されるなど変化が生まれた。しかし現代(1998～2007年)の音楽療法の研究分野では、論文形態が量的論文：75%、調査論文：25%を占めており、引き続き科学的データを収集する行動療法的アプローチが採られAAMTとの合併の影響はあまり見られなかった。

そもそも子どもを対象とした論文掲載率が、1964～97年の過去と比べて10%も減少している。その中で、入院患者および聴覚障害：15%ずつ、未熟児および健常児：11%ずつ、学習障害、行動／情緒障害、自閉症、および家庭環境：8%ずつ、そして知的障害および発達障害：4%

ずつあり、1964～97年で最も多かった知的障害が現代では最も少なく、代わりに入院患者や未熟児といった医療現場における子どもたちが大幅に増加した。現代で初めて対象となった被験児の中に、親近者を死別等で喪失した子どもがいた。これはアメリカが世界同時多発テロを体験したことが一つの契機となっている。また現代でESL学級児童が増えたことは、

2002年に施行されたNCLB法（No Child Left Behind Act）の影響が大きいと推察できる。被験児の年齢は児童が最も多いものの従来と比べ7%減り、その分幼児と少年が増加した。しかし実践場所では学校数は変化がないが病院関連および幼児施設は増えている。このことから、現代の研究分野では学校現場を確保しつつより医学領域へと研究対象を移し、障害児よりも入院児等に対する音楽療法の効果を研究し始めたことが分かった。

そのため音楽療法の目的にも変化が見られた。現代で最も多いのが実態調査で、次に社会性であった。特に情緒機能では過去行われていた情緒障害児への対応のほかに入院に対する不安の軽減や上述の喪失感の体験による鬱症状を浮上させる目的で施術されていた。また、音楽療法の活動種類では各種類の活用割合は変わらずとも、実践数が大幅に減少した。これは現代では1研究に使われる音楽療法活動種類および数が減少傾向にあることを示唆する。このように1998～2007年の子どもを対象とした音楽療法研究分野は、医療現場に注目し神経的アプローチを駆使した緩和ケアや健康促進、そして治療への姿勢づくりに取り組み、科学的データを収集する傾向が強まった。しかし、現役音楽療法士への調査によれば、多くが学校や幼児施設で働き障害児に従事していることが判明した。このように研究分野と実践現場の間でずれが生じているため、現場状況に即し応用できる研究テーマを探るべく上述を踏まえた実践研究を行った。

先行研究の結果、本実践研究の目的は、幼児における障害の有無および音楽嗜好が音楽能力とその発達にどのような影響を及ぼすかを明らかにすることに決定した。被験児はアメリカ合衆国内の市立特別支援幼稚園の同クラスから4名選出し、S1：音楽的健常児、S2：非音楽的健常児、S3：音楽的障害児、S4：非音楽的障害児に対し音楽療法を行い、9回のセッションでどの程度音楽的能力が発達するのか、またその発達進行に障害の有無や音楽嗜好が影響するのかを実験した。その結果いずれの被験児も発達したが、健常児が+3の発達に比べ障害児は+6～10の発達結果だった。このことから、①障害の有無は音楽能力の発達に影響しない、②音楽嗜好は音楽能力の発達に影響しない、という点が明らかとなり、音楽療法の対象児を障害等で特定させず、全ての子どもに音楽療法を実施し経験を重ねることで彼らの音楽的機能は発達する可能性があることが示唆された。

これらの結果はNCLB法以降さまざまな背景や障害を持つ子どもたちを引き受ける教育現場において有益であろう。このように教育現場ではまだ研究する要素が多く残っており、現代の音楽療法研究は、新領域だけでなく実践現場で求められるものも引き続き研究に取り組むことが必要であると考えられる。

終章 本研究の成果と課題

本研究の成果はこれまでに述べたため、ここでは本研究で触れることが出来なかった課題について、以下の3点を挙げ言及する。

第一に、音楽療法が実施された現場の実態が、特に1964～1997年において参考にされていない点である。現在のような現役音楽療法士への意識調査が定期的に行われるようになったのは近年であり、それまでの状況を*Journal of Music Therapy*に掲載された一部の紹介論文内容を用いてアメリカ全体論として扱うのは適切とは言えない。研究側だけでなく現場の療法士や、施術された子どもたちとその保護者、また学校や施設の教職員等の関係者がどのように音楽療法を認識してきたのかを明らかにすることで、より音楽療法の認知度や社会的貢献度を推察でき

るはずである。

第二に、研究対象を *Journal of Music Therapy* に限定させたことである。当誌はアメリカで最も権威あるとあって過言ではないが、その分画一的で偏った意見が反映されている可能性もある。本研究の方法はアメリカの音楽療法の主流を探る点においては適切であろうが、他学会誌の関連論文まで研究対象を拡大することで、アメリカにおける音楽療法の変遷をより詳細に把握することができるだろう。

第三に、現代のアメリカにおける音楽療法の特質を踏まえた実践研究を、最も傾向が強かった医療現場の子どもに対し行いその将来性を展望することである。なぜならアメリカにおける子どもを対象とした音楽療法活動において、現在が障害児から医療現場への過渡期にあたる可能性もあるからだ。もし効果的な実践結果を得て医療現場における音楽療法への期待度を明確に打ち出せれば、本研究で明らかにされた現代の音楽療法の特質とその傾向を支持することが出来よう。

音楽療法の発展のためには、その国の社会情勢、特に子どもに関する教育行政改革や医療・福祉政策の動向に目を配りつつ現場の状況を把握しながら研究を重ねることが重要である。

【主要引用・参考文献】

- American Music Therapy Association (2007): *AMTA member sourcebook 2007*, Silver Spring, MD: American Music Therapy Association
- Davis, W. B., Gfeller, K. T., & Thaut, M. H. (1992).: *An Introduction to Music Therapy*, Dubuque, IA: McGraw-Hill. (栗林文雄訳：音楽療法入門（上）. 一麦出版社，東京，1997.)
- Wheeler, B. Ed. (1995): *Music Therapy Research: Quantitative and Qualitative Perspectives*, Gilsum, NH: Barcelona Publishers.
- アメリカ教育学会編：現代アメリカ教育ハンドブック，東信堂，2010.

就学前障害児の集団における子ども同士のかかわりに関する研究 — 肢体不自由児通園施設における音楽療法場面を中心に —

馬場 悦子
(平成 24 年 3 月修了)

【章構成】

- 第 1 章 緒言
 - 1. 背景
 - 2. 先行研究の検討
 - 3. 本研究の目的および意義
- 第 2 章 研究方法
 - 1. 集団音楽療法場面における関与観察の方法
 - 2. 記録および考察の方法
- 第 3 章 結果
- 第 4 章 考察
 - 1. 移動運動の機能と子ども同士のかかわり
 - 2. 手腕操作の機能と子ども同士のかかわり
 - 3. 発声・発語の機能と子ども同士のかかわり
- 第 5 章 結語
 - 1. 本研究で明らかになったこと
 - 2. 実践において求められる配慮
 - 3. 本研究の成果と課題

【概要】

第 1 章 緒言

1. 背景

(1) 就学前教育の場とその基本的な考え方

教育基本法ならびに幼稚園教育要領において幼児期の教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」と位置づけられている。幼稚園と並び就学前教育の場となっているのが保育所である。保育所保育指針では、0 歳から就学前までを「生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期」と捉えている。また、幼稚園教育要領と保育所保育指針は共に、子どもにとって人のかかわりを重要なものとし、その上で、障害児について「集団の中で生活することを通して全体的な発達」(幼稚園教育要領)ができるよう、「他の子どもとの生活を通して共に成長」(保育所保育指針)できるよう配慮を求めている。

(2) 就学前障害児教育の現状

就学前障害児の教育の場は十分に整っているとはいえない現状にある。その根拠の一つとして、特別支援学校幼稚部の設置数の少なさが挙げられる。また、幼稚園や保育所における障害児の受け入れは年々進んではいるものの、希望する子どもが全て受け入れられるわけではない。私立幼稚園においては受け入れの可否は個々の園の判断に委ねられ、保育所においては「障害児保育事業実施要綱」に従って「集団保育が可能で」あることが入所の条件となっている。

(3) 障害児通園施設の役割

明治以降、知的障害児や肢体不自由児の教育制度整備の遅れは、慈善事業や福祉制度によって補われてきた。現在、在宅の就学前知的障害児の約 30%、同じく身体障害児の約 15%が、児

童福祉法および障害者自立支援法に定められた通園施設を利用している。このうち、肢体不自由児通園施設は、利用者の多くが知的障害を併せ持っており、重度化・重複化の傾向が窺われる。同施設は、多くの子どもにとって家族以外の集団を初めて経験する場であり、療育者とのかかわりや子ども同士のかかわりの中で育ち合う場である。白井(2005)は通園療育の機能を、保育・教育、訓練、保健・医療、観察、相談、コーディネートの6つに分類し、このうち保育・教育機能について、仲間の中で発達が促されることにその意義を見出している。以上のことから、通園施設は就学前障害児の教育の場として一定の役割を果たしてきたといえる。特に、肢体不自由児通園施設は、幼稚園や保育所への受け入れが困難な重症児にとって、人とのかかわりの中で育つ希少な場になっているといえよう。

2. 先行研究の検討

(1) 障害児の集団参加に関する先行研究

茂木(2000)は人間を「集団的な存在」とし、集団参加の意義を「適切な集団に属することによって個人別の場合よりもはるかに自然にまた強く活動に向けて動機づけられる」ことに見出している。越野(2002)は、清水(2001)のいう「集団指導における個別のアプローチ」を可能にするためにも「適切な集団」の必要性を説いている。いずれの主張も集団参加の意義を認めてはいるものの、「適切な集団」とは何かは明らかにされていない。

(2) 障害児の子ども同士のかかわりに関する先行研究

先行研究では、東(2001)や金ら(2005)などのように、統合保育・統合教育が念頭におかれ、障害児と健常児との円滑なかかわりに焦点が当てられている。その対象は軽度の発達障害が中心である。一方、重度の障害児に関しては、「対人関係の成立を核とした能動性の発生と発達を促す援助」(片桐 2000)の必要性に言及されているものの、子ども同士のかかわりに着目した研究は少ない。

このような中、発達の初期段階における社会的行動をテーマにした一連の研究(櫃田他 1981、1982、1986)は、集団における人とのかかわりが身体的な発達とも作用し合う可能性にも触れており示唆深い。これらの先行研究では、自由遊び場面における観察が主となっている。しかし、日常的に臥位や座位で過ごすことの多い重度の肢体不自由児を対象とする場合、積極的な介入や強い刺激、明確な枠組みを示すことで、他児の存在に気づき、他児とのかかわりをもつようになると考えられる。よって、集団音楽療法場面はこれらの条件に適うものと思われる。

(3) 障害児の集団音楽療法に関する先行研究

松井(1980)は、「集団音楽療法の特徴は、集団であることによって起こってくる様々な現象を、構成員1人1人の治療、教育に効果的に活用できるということにある」と述べている。ここでの現象とは Alvin(1966 櫻林他訳 1969)によれば、「音楽は聞こえる範囲にいる集団内の何びとにも影響を与えること」、「それぞれの個人は、ひとつの音楽的実在となる」こと、「音楽は、ひき手と聞き手と音楽それ自身という、音楽の全成員間に、多種多様の個人的相互関係を作り出す」ことである。よって、肢体不自由児の子ども同士のかかわりを検討していく上で、音楽療法に次のような可能性が見出される。第一に、同じ音楽を共有する集団の中で、一人ひとりがその発達に応じて活動に参加できる。第二に、他児の生み出す音によって外界への意識が高まり、ひいては自己像の形成をもたらす。第三に、音楽のもつ枠組みによって他児とのかかわりが生まれ、自己の役割を認識することができる。

3. 本研究の目的および意義

本研究は、肢体不自由児通園施設における集団音楽療法場面で観察される子ども同士のかかわりを、対象児の「移動運動」、「手腕操作」、「発声・発語」の機能に着目して考察する。これによって、就学前障害児が各自の能力を発揮しながら、他児とかかわりをもちつつ集団活動に参加していることを明らかにする。本研究が、効果的な集団構成のあり方や集団活動の実践に

対する示唆となり、就学前障害児にとって多様な人とのかかわりの中での育ちが保障されることが期待される。

第2章 研究方法

1. 集団音楽療法場面における関与観察の方法

(1) 倫理的配慮

本研究は、対象児の保護者および研究協力機関からの同意を得て行った。

(2) 観察場面の構造

①集団構成：1歳から就学前までの肢体不自由児通園施設利用者。観察期間中の全利用者63人、1回平均12.5人。②期間など：25か月間、60分間×2回/週、全180回の集団音楽療法。③関与者：音楽療法士(筆者、以下Th.)、保育士、作業療法士、母親など。④場所：通園施設の保育室。⑤使用する楽器類：太鼓、鈴などの打楽器および電子ピアノ。⑥使用する遊具類：ボール、スカーフなど。⑦プログラム：i はじまりのうた、ii 身体運動、iii 音楽聴取、iv 歌唱、v 楽器奏、vi おしまいのうた

(3) 対象

対象児10名について、以下、性別、疾患、観察開始時の年月齢、音楽療法参加回数、移動運動、手腕操作、発声・発語の機能の順に記す。なお、移動運動の機能については自力での移動が困難な状態をa、ハイハイなどによる移動が可能な状態をb、歩行などによる移動が可能な状態をcとする。手腕操作の機能については、操作が困難な状態をa、触れる・把握するなどの操作が可能な状態をb、把握して振るなどの操作が可能な状態をcとする。発声・発語の機能については、発声困難な状態をa、発声ありの状態をb、発語ありの状態をcとする。a→bやb→cは、期間中に変化が見られた例である。

A児：男、顔部先天異常、1歳9か月、74回、a、a、a

B児：男、脳性麻痺、2歳8か月、44回、a、a、b

C児：女、脳性麻痺、2歳10か月、65回、a、a、b→c

D児：女、先天性水頭症、1歳3か月、33回、a、a、c

E児：男、脳性麻痺、3歳3か月、41回、a→b、b、c

F児：男、無酸素脳症、3歳7か月、56回、b、b、a

G児：男、脳性麻痺、3歳0か月、113回、b、c、b

H児：女、染色体異常、1歳7か月、42回、b→c、c、b

I児：女、染色体異常、3歳3か月、40回、c、c、b

J児：女、脳性麻痺、2歳9か月、42回、c、c、c

2. 記録および考察の方法

各回の観察終了直後、関与者によるミーティングにおいて対象児の姿を検討し、筆者が記述した。その上で子ども同士のかかわりが見られる場面を抽出した。なお、本研究においては集団における子ども同士のかかわりを以下の7つに分類した。①集団適応+、②集団適応-、③被作用注視、④被作用拒否、⑤被作用抑制、⑥被作用活発化、⑦意図的作用。これらを「移動運動」、「手腕操作」、「発声・発語」の機能との関連において考察した。

第3章 結果

観察場面において各対象児に見られた他児とのかかわりとその分類について、以下に特徴的な例を挙げる。

A児：音楽に合わせ頭を叩く(集団適応+)。触れられると腕で払いのける(集団適応-)。**B児**：呼びかけに対し口を開け応える(集団適応+)。活動の切れ目で機嫌が悪くなる(集団適応-

ー)。他児の奏する音に笑顔で反応する(被作用活発化)。仰向けで他児に手を伸ばす(意図的作用)。**C児**：ボールの動きをよく見て待つ(集団適応+)。順番を待つ間に機嫌が悪くなる(集団適応-)。他児の太鼓の音にビクッとする(被作用抑制)。他児に手を取られて太鼓を叩く(被作用活発化)。スカーフを受け取る相手から渡す相手の方へ顔を動かす(意図的作用)。**D児**：リクエストを問われると好きな歌を言う(集団適応+)。ボールに触れさせると顔をしかめる(集団適応-)。接近してきた他児をじっと見る(被作用注視)。他児の太鼓の音を聴いて泣く(被作用拒否)。**E児**：抱っこによる歩行を喜ぶ(集団適応+)。ボールに触れさせると身体を反らして嫌がる(集団適応-)。注目されると固まる(被作用抑制)。他児の声を聞いて大きな声を出す(被作用活発化)。他児に手を伸ばしてボールを受け取る(意図的作用)。**F児**：ボールの動きをよく見て待つ(集団適応+)。順番を待つ間に意欲が減退する(集団適応-)。他児の遊びを見る(被作用注視)。他児の太鼓の音に顔をしかめる(被作用拒否)。他児を見て動きが止まる(被作用抑制)。他児を見て動作が大きくなる(被作用活発化)。他児に手を伸ばしてボールを受け取る(意図的作用)。**G児**：音楽に合わせて手を叩きながら順番を待つ(集団適応+)。順番を待つ間に虚ろな表情になる(集団適応-)。音楽に合わせて変化する他児の動きを見て楽しむ(被作用注視)。他児に楽器を奪われる(被作用抑制)。他児の音が強くなると太鼓を強く叩く(被作用活発化)。他児に笑いかけてボールを受け渡す(意図的作用)。**H児**：集団への指示に従って動く(集団適応+)。遊具に触れることを嫌がる(集団適応-)。他児の楽器奏を見る(被作用注視)。他児と同じ楽器を欲しがると嫌がる(被作用活発化)。他児に向かって歩く(意図的作用)。**I児**：楽器別に指定された所に座って奏する(集団適応+)。円座での活動時に円内を動き回る(集団適応-)。他児の動きを見る(被作用注視)。他児の動きにより注意が逸れる(被作用抑制)。他児から遊具を渡されると持って動き出す(被作用活発化)。2人組で手をつなぐ(意図的作用)。**J児**：自分のパートを理解して楽器奏をする(集団適応+)。入室を嫌がって逃げる(集団適応-)。抱かれたまま他児の活動を見る(被作用注視)。他児から渡された遊具を受け取らない(被作用拒否)。注目されると動きを止める(被作用抑制)。他児の音を聴いて太鼓の音が強くなる(被作用活発化)。2人組でボールを転がし合う(意図的作用)。

第4章 考察

「移動運動」、「手腕操作」、「発声・発語」の3つの機能の状態と、その状態にある対象児に特徴的な子ども同士のかかわりについて述べる。

1. 移動運動の機能と子ども同士のかかわり

(1) 移動困難と子ども同士のかかわり

抱っこによる身体運動は、音楽と調和した他動的な動きが固有覚への刺激となり、動きや表情が活発になる。同時に、視界が広がるため、他児への関心が引き起こされるとともに、集団参加に対する不安への対処が可能となる。臥位での参加時は、視界に在る他児へ自発的にかかわり、視界の外に在る他児をその音や声をとおして感じる事がわかった。視覚認知に障害のある子どもについても、聴覚や触覚、固有覚をとおして他児と音楽を共有する体験が他児への認識に繋がると考えられる。

(2) ハイハイなどによる移動と子ども同士のかかわり

抱っこによる効果は、前項と同様である。臥位や座位での参加時は、音や動き、物をとおして他児を感じ、他児への注視、接近、模倣などより積極的なかかわりが表れる。また、他児の行為を見ながら自分自身の行為に対するイメージを形成する様子が窺われた。

(3) 歩行などによる移動と子ども同士のかかわり

歩くことに意欲的であり、歩くことで他児の存在に気づき、他児の存在が歩く意欲を助長している様子が窺われた。反対に、他児の存在に気づいて動きを抑制する場合もある。また、集

団活動の状況を理解して動くことが可能である反面、不安を感じて動き回る場合もある。抱っこによって集団参加への不安を解消する様子も見られた。このように、自らの意思や感情によって移動をしながら集団活動に参加し、他児にかかわっているといえる。

2. 手腕操作の機能と子ども同士のかかわり

(1) 操作困難と子ども同士のかかわり

集団活動への意欲的な参加には座位の安定が前提となる。その上で、他動的な手腕操作による楽器奏が固有覚への刺激となり、表情が活発になることがわかった。他児の奏でる音が快または不快の感情を引き起こす様子も明らかになった。楽器などに対する視覚的・聴覚的・触覚的な経験の少なさは、他児の奏する楽器の音や他児と遊具を共有する遊びに対する不安に結びつくこともある。

(2) 触れる・把握するなどの操作と子ども同士のかかわり

前項と同様、座位の安定が活動意欲に影響する。他動的な楽器操作が活発化をもたらし、他児の音が感情を刺激することも同様である。また、他児と物を共有する遊びに意欲をもち、ルールを理解して取り組むことで他児とのやりとりが活発になることも特徴である。遊具などが、手腕操作の機能に照らして扱いやすいものであることも意欲に影響する。

(3) 把握して振るなどの操作と子ども同士のかかわり

座位の安定により腕の自由な動きが確保されると、楽器奏などの動きが活発化する。座位の安定は、集団活動の全体を認知する助けにもなり、主体的な参加に繋がる。他児の奏でる音に作用されることでも動きが活発になる。また、他児と物を共有する遊びにおいてのかかわりが多様化し、集団遊びへの意識が高まることがわかった。

3. 発声・発語の機能と子ども同士のかかわり

(1) 発声困難と子ども同士のかかわり

他児の歌声などに作用され、表情や動きが活発になる。また、呼びかけに対しても表情や身体の動きで反応している。よって、発声に代わる方法で歌唱活動などに参加していることがわかった。

(2) 発声ありと子ども同士のかかわり

他児の歌声を聴いて発声が誘発されるが、声を揃えて歌うことは、その思いが強いほど難しいものになると考えられる。しかし、呼びかけに対して発声以外の身体の動きなど多様な反応が見られたことから、これによってタイミングを体得していくことが、集団での歌唱活動における発声に繋がると思われる。

(3) 発語ありと子ども同士のかかわり

発声や部分的な歌詞唱が表れたが、特定の他児との間の作用・被作用は観察されなかった。しかし、集団での歌唱活動には周囲の音を聴く力や適切なタイミングで声を出す機能が求められる。したがってこのような活動は、他児と協同して様々な活動を行う上でも有益なものと思われる。また、呼びかけに対する声に動きを伴った反応は、他児の発声を触発するものであった。一方、集団参加に対する不安が強いため、発語機能の高さに見合わず発声が見られない場合もあった。活動中、Th.や介助者との間に言葉でのやりとりが成立していたが、これも子ども同士のやりとりに発展する可能性が考えられる。

第5章 結語

1. 本研究で明らかになったこと

第一に、対象児の移動運動の機能に着目すると、参加する際の体勢によって視界や行動範囲が変化し、これが子ども同士のかかわりにも影響する。第二に、対象児の手腕操作の機能に着目すると、遊具などに対する経験と座位の安定とが、子ども同士のかかわりに関連している。

第三に、対象児の発声・発語の機能に着目すると、他児の声を聴き、他児とタイミングを合わせて表現しようとする意思によって、子ども同士のかかわりが生まれている。以上のことから、肢体不自由児通園施設での集団音楽療法場面においては、一人ひとりの子どもがその能力を発揮しながら、他児とかかわりをもちつつ集団に参加しているといえる。

2. 実践において求められる配慮

本研究における子ども同士のかかわりは、集団参加への安心感が鍵となって表れている。したがって、集団活動の実践においては安心して参加できるように、個別の経験や状態を考慮し、参加する際の姿勢と活動内容に配慮することが求められる。

3. 本研究の成果と課題

本研究では、障害の程度などが多様な子どもによって成る集団の中で、子ども同士かかわりながら育ち合うことの意義が示唆された。それは、一人ひとりがもてる力を発揮していること、そして日々成長していく子どもの姿が互いに刺激となり、育ち合う環境となっていることにあるといえよう。

本研究では、子どもの発達における多くの側面のうち、「移動運動」、「手腕操作」、「発声・発語」の3つの機能に焦点を当てることにより、子どもの見方が断片的になるという課題が残った。発達の他の側面にも目を向けつつ、一人ひとりの子どもの全体像を捉えることが今後の研究に求められる。また、本研究の観察場面では各回の参加者が流動的であったため、子ども同士のかかわりがその場限りのものになりやすいことも課題であった。参加者が固定された集団における子ども同士のかかわりを、今後の課題として追究したい。

【主要引用・参考文献】

- ・ 越野和之(2002)「〈教育実践にかかわる理論的問題〉「個と集団」をめぐる論点と障害児教育研究の課題」『障害者問題研究』(全国障害者問題研究会), 29(4), 370-375.
- ・ 松井紀和(1980)『音楽療法の手引き』牧野出版.
- ・ 茂木俊彦(2000)「親と先生の共同ですすめる障害児の子育て(6)個別指導と子ども集団の教育力(その2)」『みんなのねがい』(全国障害者問題研究会), 394, 90-95.
- ・ 檀田紋子・浅野ひとみ・大野愛子(1986)。「乳幼児の社会性の発達に関する研究 6—乳児間の社会的行動その2—」『日本教育心理学会総会発表論文集』, 28, 470-471.
- ・ 金彦志・細川徹(2005)「特殊学級における発達障害児の対人的相互作用に関する研究」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』, 54(1), 295-304.
- ・ 白井舒久(2005)「障害児通園施設の在り方に関する研究(1)—通園施設の役割と課題の検討—」『大阪健康福祉短期大学紀要』3, 25-33.

学校の危機管理に関する考察 —危機発生時の学校組織の行動を通して—

前田 晴男
(平成 24 年 3 月修了)

【章構成】

- はじめに
- 第一章 課題設定と先行研究のレビュー
 - 第一節 本研究の目的と方法
 - 第二節 先行研究のレビュー
- 第二章 従来の危機管理に関する理論的考察
 - 第一節 危機管理とリスクマネジメント概念の変遷
 - 第二節 経営学におけるリスクマネジメントシステムの検討
 - 第三節 学校経営に求められるリスクマネジメントの問題点
- 第三章 大災害発生時の学校の危機管理の実証的考察
 - 第一節 大災害発生時の学校における危機管理に関する事例研究のレビュー
 - 第二節 東日本大震災発生直後の学校組織の避難行動に関する考察
 - 第三節 東日本大震災発生後の学校組織の復興に向けた行動に関する考察
- おわりに

【概要】

はじめに

本研究は、危機が発生した際の学校組織の行動の過程を分析することを通して、学校組織の危機管理の現状と課題、そして学校の危機管理における重要な対策を明らかにすることを目的とした。

1995年の阪神・淡路大震災、2001年のアメリカ同時多発テロといった大きな危機が起こるたびに、社会の安全・安心を維持するための危機管理の重要性が叫ばれている。それは学校組織においても例外ではなく、学校内外において多発している、児童・生徒および教職員を巻き込んだ様々な事件や事故などが報じられるたびに学校組織はその責任を問われ、それらを防ぐための危機管理体制づくりが検討されてきた。さらに、保護者からのクレームや新型インフルエンザ、教員の病気休職への対応など、従来の学校経営においてはそれほど重要視されてこなかった問題への対応も求められるようになってきている。しかし、「学校安全」という言葉にも見られるように、従来の学校経営において「危機」はあってはならないものと考えられ、学校防災・防災教育や安全管理・安全教育に関する研究が主流であり、実際に危機が発生した際の対応やその改善策といった、危機管理研究は未開

拓の状態のままにある。そこで、本研究では、実際に危機が発生した学校を対象とし、その学校組織が事前にとっていた危機の防止策、実際に危機が生じた際にとった行動、そして危機発生後に見えてきた課題を明らかにすることを目的とした。

第一章 課題設定と先行研究のレビュー

第一章では、あらためて研究の課題設定をすることによって本研究の枠組みを規定し、また、先行研究のレビューを行うことによって、学校の危機管理研究の到達点を明らかにした。

まず、教育経営研究において危機管理が求められることとなった現状を以下の3点に整理し

た。第一に、子どもや教職員を取り巻く様々な問題が統計的にも明らかに増加しているという事実である。第二に、学校における、人命を脅かすほどの重大な犯罪事件の発生が大きな社会問題となっている点である。第三に、保護者からのクレームや新型インフルエンザ、教員の病気休職への対応等、従来の学校経営においてはそれほど重要視されていなかった問題への対応が求められるようになったことである。

次に、教育経営研究における危機管理論の考察を行った。学校の危機管理研究には知見の蓄積が少なく、研究方法論も確立していない状況であるが、学校を取り巻く様々な危機に関する情報を収集し、網羅的に洗い出したうえでそれらの事例を領域等に分類を行なっている文献は数多く見られた。学校で生じるトラブルへの法的対応が中心であったものが非常災害や事件・事故といったものも含むようになり、想定される危機の範囲が広がってきたこと、その一方で、危機の洗い出しを試みた後のアプローチが、種々の危機への対処法と向かっており、危機管理を包括的に捉えることなく、対処療法的になってしまっている点を指摘した。

さらに、教育の分野における学校のリスク論の先行研究についても考察を行い、学校のリスク論には2点のアプローチが見られることを明らかにした。第一に、学校におけるリスクマネジメントの実践のための経営学的アプローチである。リスクを「科学的手法によって解決可能なものである」と捉え、学校に取り巻くリスクをできるだけ可視化し、効率的に小さくしていくことを志向する研究である。たとえば、「リスク比較」の概念を用いて、わが国の不審者犯罪対策が他のリスクと比較して低い現状にあるにも関わらず、多額の予算が充てられているという問題の指摘や、学校組織が抱えるリスクの発生率と損害規模をかけあわせたマトリクス上に学校組織のリスクを布置する「リスクマッピング」の開発の試みである。第二に、現代における「リスク」の増大という問題に着目した、社会学的アプローチである。外部から降りかかってくるさまざまな「危険」が、解決されるべき「リスク」として見られるようになったことによって学校も「リスク社会」と変容してしまったと捉える、「リスク概念」に着目した研究である。たとえば、現代の学校が抱える「危険」が「リスク」に変化したことにより、学校に責任問題が発生することになり、「何もしない」ということも結果に影響をもつようになり、いじめ事件や犯罪被害に関して学校が責任を負うことになるといった指摘である。以上の考察により、学校の危機管理研究の到達点を明らかにした。

第二章 従来の危機管理に関する理論的考察

第二章では、教育経営研究において曖昧なまま使用されている危機管理およびリスクマネジメントの概念に焦点をあてた。まず、学校の危機管理論に援用されている経営学の危機管理論およびリスクマネジメント論をあらためて考察した。危機管理という用語は *crisis management* の訳語であり、1962年のキューバ危機を契機として使用されるようになり、軍事あるいは国家安全保障関係の用語であったものが、外交、経営、行政などの分野でも取り上げられるようになった。研究方法としては、これまでの多くが特定事件を取り上げ、それを検討するなかから危機管理の手法を模索するという方法により、制度設計が行われてきたことを指摘した。また、「リスク」の概念については、社会学、経済学、金融、工学など、さらに広範囲にわたって検討がすすめられており、分野によっては従来の「危険な障害など好ましくない事象をもたらす可能性」といったマイナス面のみを捉えた考え方から、プラスの側面も視野に入れた「状態の如何によって、一つの行為から複数個の結果が生まれることを指す」という定義も生まれつつあることを明らかにした。また、経営学においては、危機管理を事前（リスク）と事後（クライシス）の2つに分けるのではなく、一体的に捉え直し、リスクの発見、測定、処理から危機の発生時の対応、そして危機の再発防止および危機対応の改善から新たなリスクの想定・方策を検討するといった、リスクマネジメントシステムの手法が開発されていること

を明らかにした。さらに、学校経営においてはリスクが発見・確認されたとしてもリスク評価や分析の手法が開発されていないため、リスクをそのまま抱え込んでしまっている状態にあること、危機が発生してもそれを詳細に分析し、改善することによる新たなリスク処理の方策の検討といったことがなされていない現状にあることを指摘した。

第三章 大災害発生時の学校の危機管理の実証的考察

第三章では、これまでに発生した大災害発生後の危機対応に焦点をあて、詳細に分析することによって、学校に求められる危機管理の方策を検討した。

まず、阪神・淡路大震災や大阪教育大学附属池田小学校での児童殺傷事件などの大きな危機を事例とした先行研究を検討することによって、学校の危機のケーススタディのための分析視座を得た。阪神・淡路大震災は、震災後多くの学校が避難所となった点においてそれ以前の地震と大きく異なっている。したがって、研究にも学校機能と避難所機能の両立への課題が数多く指摘された。また、震災後の教員のメモの分析をとおして、教師や学校が担うべき役割、とくに緊急時における教師のなすべき行動や相互の調整・連絡の方法などのマニュアルの必要性が指摘された。池田小学校を事例とした研究には、「開かれた学校」と学校防犯の関係性に着目した研究、学校防犯をハード面とソフト面に分類し、ハード面においては学校施設のあり方、ソフト面においては危機管理マニュアルのあり方について検討している研究が見られることを示した。

次に、上記の事例研究の方法を参照し、2011年に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波によって被害者を出した学校組織の対策と行動を、発生直後と発生後一定期間が経過した後に分類し、検討を行った。まず、発生直後については、学校施設・設備といったハード面や避難方法といったソフト面の違いにより被害が異なる結果となった事例を以下の表のように4つに事例を分類した。

その結果、ハード面においては、その学校の設置場所等に応じて必要となる設備を事前に検討し、設置した結果、多くの児童の命を

	ハード（学校施設）	ソフト（避難の方法）
被害小	①	③
被害大	②	④

救うことができたこと、学校の耐震化だけではなく、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材等の「非構造部材」についても耐震化をすすめるべき点などを明らかにした。また、ソフト面においては、学校の災害マニュアルの不備や教職員の危機意識の低さが大きな被害を出すことになった点、日頃の防災教育を徹底していた学校は被害を最小限に抑えることができた点を明らかにした。さらに、死者・行方不明者数の比較により、ハード面の充実よりもソフト面の充実の方が、被害を最小限に留めるのに効果的であったことを明らかにした。

最後に、発生後一定期間を過ぎた被災地の現状を分析することによって、復興段階の危機管理の課題を明らかにした。第一に、学校に在籍する児童生徒の現状の把握とそれぞれの状況に応じた対応である。震災の被害が甚大で被害地域も広範囲に及んだ結果、行方がわからない児童や教師自身が避難生活を送ることになり、学校の体制が整うまでに時間を要するところも多く存在した。第二に、被災した児童生徒の心のケアである。災害報道により悲惨なシーンが繰り返された結果、被災児童に心理的影響を与えてしまった。第三に、学校を教育施設と避難所施設の両面で運営することの問題である。これは阪神・淡路大震災の際にも指摘された課題であるが、今回の震災においても同様に見られた。第四に、教職員の健康管理である。教職員自身が被災したケースも多く、被災者でありながら学校の再開に動かなければならず、大きなストレスに悩む教師も数多く存在した。第五に、原発事故等の、想定していなかった問題への対応である。校庭の放射能汚染問題など、想定しなかった問題に学校が対応しなければならない

状況は今も続いている課題である。

おわりに

最後に、本研究を総括し、成果と課題について述べた。本研究の成果は以下の3点である。第一に、これまで教育経営研究において曖昧なまま使用されていた危機管理、リスクマネジメントの概念を明らかにした点である。第二に、学校組織の危機管理には、学校施設・設備といったハード面よりも避難行動等のソフト面への対策の方が重要で、より効果的である点を明らかにした点である。

また、課題としては、以下の2点を挙げた。第一に、研究方法についての課題である。本研究は、第3章において実証研究を行ったが、事例校に調査を実施することができなかった。複数の新聞記事、雑誌記事や客観的データの使用によりカバーしたが、より詳細に分析するためには事例校への調査が重要である。第二に、危機発生後の事例分析から新たな理論を構築するまでに至らなかった点である。今後、さらに多くの事例の蓄積を経て、学校独自の危機管理論を構築しなければならない。

【主要引用文献】

- ・ 牧昌見・木暮和夫・家田哲夫編著『学校の危機管理』ぎょうせい、1991年。
- ・ 渡邊正樹『学校安全と危機管理』大修館書店、2006年。
- ・ 亀井利明・亀井克之『リスクマネジメント総論』、同文館出版、2004年。
- ・ 上田統雄『災害時の学校経営—阪神・淡路大震災と学校』、日本図書刊行会、1998年。

【主要参考文献】

- ・ Beck U (1986), Risikogesellschaft, Suhrkamp Verlag (東廉・伊藤美登里訳、『危険社会—新しい近代への道』法政大学出版局、1998年)。
- ・ 大泉光一『危機管理学総論?理論から実践的対応へ』ミネルヴァ書房、2006年。
- ・ 吉本二郎、小林一也編『学校安全』ぎょうせい、1979年。
- ・ 中邨章『行政の危機管理システム』中央法規出版、2000年。
- ・ 宮林正恭『リスク危機管理その体系的マネジメントの考え方』丸善、2008年。

公立小学校の英語活動における現状と課題 —福岡市の公立小学校教員に対する意識調査結果を踏まえて—

金 銀 珍
(平成 24 年 9 月修了)

【章構成】

- 序章 研究の目的と方法
 - 第 1 節 研究の目的
 - 第 2 節 研究の方法と構成
 - 第 3 節 先行研究の検討
 - 第 4 節 用語の定義
- 第 1 章 日本の公立小学校英語活動の背景
 - 第 1 節 小学校英語活動政策の変遷
 - 1 開始時期見直し
 - 2 国際理解教育の一環としての導入
 - 3 英語活動として必修化された小学校の現状
 - 第 2 節 日本の研修の現状
 - 1 指導者養成研修
 - 2 中核教員研修
 - 3 校内研修
 - 第 3 節 文部科学省が作成した「英語ノート」の役割
 - 1 「英語ノート」の背景
 - 2 「英語ノート」と「Hi, friends!」の比較
 - 第 4 節 小括
- 第 2 章 福岡市の公立小学校における英語活動の取組み
 - 第 1 節 小学校英語活動の支援の現状
 - 1 教育委員会の取組み
 - 2 英語活動研究委員会の取組み
 - 3 教育センターの取組み
 - 第 2 節 授業の事例
 - 1 重点配置校の事例
 - 2 公開授業の事例
 - 第 3 節 小括
- 第 3 章 福岡市公立小学校の英語活動に関する教員の意識調査
 - 第 1 節 アンケート調査の概要
 - 1 調査の目的
 - 2 調査方法
 - 第 2 節 分析結果
 - 1 サンプルの特性
 - 2 英語活動の実態と意識調査
 - 3 英語ノートに関する実態と意識調査
 - 4 担任からみた GT の英語活動の実態と意識調査
 - 5 教員研修の実態と意識調査
 - 第 3 節 考察
- 終章 本研究の成果と今後の課題
 - 第 1 節 本研究の成果
 - 第 2 節 今後の課題

【概要】

序章 研究の目的と方法

小学校の英語活動は、2005年以降、「総合的な学習の時間」のなかで実施され、2009年から先行実施され、2011年度から小学校5・6年生を対象に週1時間のオーラル・コミュニケーション中心の「英語活動」を必修とし、全国一律に実施する方針が打ち出された。

そこで本研究では、今後の英語活動において重要な意味を持つと考えられる「教員の意識」及び「教員研修」について明らかにすることを目的とする。

具体的には、日本の公立小学校の英語活動の背景、政策の変遷と教員研修について概観し、次に、福岡市の公立小学校の取組みの実際について述べる。続いて、教員、校長に対してアンケート調査及びインタビュー調査を実施し、英語活動の実態と教員の意識、および校内研修の実態について考察する。

なお、調査対象とした福岡市は、アジアの玄関口として観光客や留学生が多いことから国際交流の必要性が高く、さらに、福岡市教育委員会としても英語活動を積極的に推進している。

第1章 日本の公立小学校英語活動の背景

第1章では、日本の小学校英語活動政策の変遷を整理した。小学校で実施される英語活動については、指導に当たる教員の意識や英語力、指導力の差異、さらに、研修の在り方などが問題とされてきた。

そこで、文部科学省（以下：文科省）は、41万人を超える小学校教員すべてに直接研修を行うことが困難であることから、まず、1) 国レベルの指導者養成研修において、各都道府県の指導者に対して、英語活動の在り方や取組現況、英語活動を進める際の留意点等に関する研修、次いで、2) 各学校から選出された中核教員に対して、国の研修を受講した指導者による各都道府県における研修、さらに、3) 中核教員による各学校における全教員を対象とした校内研修と三段階の伝達講習の形式を採用した。しかしながら、英語が得意であるという程度の理由で選出された可能性もある中核教員が、校内の全教員に対して新規の取組みの英語活動のあり方や指導方法などの研修を実施することの是非と、その効果については疑問が残る。

文科省は2011年度の英語活動の全面実施に向けて、2009年・2010年度の2年間に合計30時間の研修を各学校に指示したが、規定の30時間の研修が実施できた学校は多くはないことが、種々の調査結果や先行研究から明らかになった。

また、英語活動で使用される文科省作成の「英語ノート」は中学校英語との連携が意図されており、公立小学校の英語活動は、共通の方向性を持って行われることが必要不可欠であることから研修が必要になる。さらに、2012年度には教材が「Hi, friends!」に変わり、従来の「英語ノート」のように分厚い指導資料や音声CDが付与されないため、研修の必要性がさらに高くなったといえる。

第2章 福岡市の公立小学校における英語活動の取組み

第2章では、福岡市教育委員会、福岡市外国語活動研究委員会、および、福岡市教育センターの三つの組織の英語活動に対する取組みについて考察した。

まず、福岡市教育委員会は文科省の趣旨を踏まえた英語活動の方向性を示す講話を実施し、さらに、重点校を選出して予算の重点配分をするなど福岡市の英語活動を総合的に推進している。次いで、英語活動の推進を目的として、市内の校長・教頭の有志によって2004年に組織された福岡市外国語活動委員会では、理論研究と授業研究を通して、全市の小学校に授業公開の開催や研究紀要の配布を行い、実践レベルでサポートをしている。最後に、福岡市教育セン

ターでは、教員に英語活動を実体験させ、実践研修を通して、現場でより効率的・効果的な指導が行われるように支援をしている。

それぞれの課題として、まず、教育委員会については、2011年度のベテラン教員の大量退職に伴い、現在、在職しているベテラン教員の知識・技能を若手教員に早急に継承するために、教員が研修に参加しやすい環境をつくり、教員の指導力の向上を図ることである。さらに、英語リーダー研修を実施し、力量ある中核教員を養成し、英語活動を推進することである。

次に、福岡市外国語活動委員会については、「英語ノート」を活用した単元構成の工夫と評価方法に的を絞って研究してきたが、教材が「Hi, friends!」へ変更になることによる課題が加わった。

福岡市教育センターについては、教員がより効果的な指導ができるように、質・量ともに徹底した研修ができるかどうかを課題といえる。なお、2012年度に小学校教員1人を海外研修に派遣しているが、継続できるかどうかを焦点となる。

最後に、学校現場で行われている英語活動の授業の実態を確認するため、福岡市教育委員会および福岡市外国語活動研究委員会がそれぞれに実施した小学校の公開授業を分析した。両ケースとも目標に合致した授業が実施されており、担任とゲストティーチャー（以下：GT）の役割分担が明確で授業が計画的・体系的に行なわれていた。しかしながら、この2校は重点配置校などの特殊な事例であり、教員の英語力が高く、指導法も確立されており、福岡市における英語活動の先進事例と判断される。

第3章 福岡市公立小学校の英語活動に関する教員の意識調査

第3章においては、市内32小学校の5・6年生の担任教員と30校の小学校の校長、また福岡市教育委員会の英語活動担当者に対して、英語活動に関する実態と意識についてのアンケート調査やインタビュー調査を行い、その実態を示すとともに分析を行った。さらに、校内研修に関する実態と意識についても明らかにした。

<調査概要>

- | |
|---|
| ①調査期間：2011年9月29日～2011年10月30日 |
| ②調査方法：無記名アンケート |
| ③調査対象：福岡市公立小学校33校の5・6年生担任教員（配布数183通、回収校32校・回収数180通 回収率98%） |
| ④調査設問数：35問 |
| ⑤抽出方法：協議会、公開授業などで福岡市公立小学校に対して研究の協力を依頼し、さらに、市内各小学校を訪問して、アンケートの実施を依頼した。 |

福岡市の小学校で英語活動を担当している教員の意識に関しては、外国文化に対する興味・関心が高く（85%）、64%の教員は英語が好きと回答している。しかしながら、英語で会話をすることを得意としない教員が84%に達しており、英語によるコミュニケーションが重要な目的であることを考えると、問題性が高いといえる。

授業については、児童の習熟度を把握している教員は半数に満たないが（46%）、授業中、児童に英語を使用するように積極的に勧めている教員は78%に達する。教材として「英語ノート」の必要性を感じている教員は91%、GTの指導力を評価している教員は94%にも達しており、英語力に不安を持つ教員による英語活動にとって、「英語ノート」の使用とGTの配置は極めて重要といえる。

次に、分析から英語活動を実施している5・6年の担任教員の年齢構成に、全教員の年齢構成と比較して、極端な偏りがある学校が相当数確認された。具体的には、32校中、5・6年の担任に50代の教員がいない事例が12校、さらに加えて、40代教員もいない学校が3校であ

った。

以下の図1に、32校の5・6年担任教員と全教員の年齢構成を示した。

図1に示すように、教員数が少ない20代、30代の教員が5・6年の担任を受け持っている割合が高く、なかでも、30代の教員の半数近くが5・6年の担任をしている。一方、教員数が最も多く、全教員の4割を占める50代の教員が5・6年の担任を受け持っている割合は極めて低く、若年層に偏っていることが確認される。

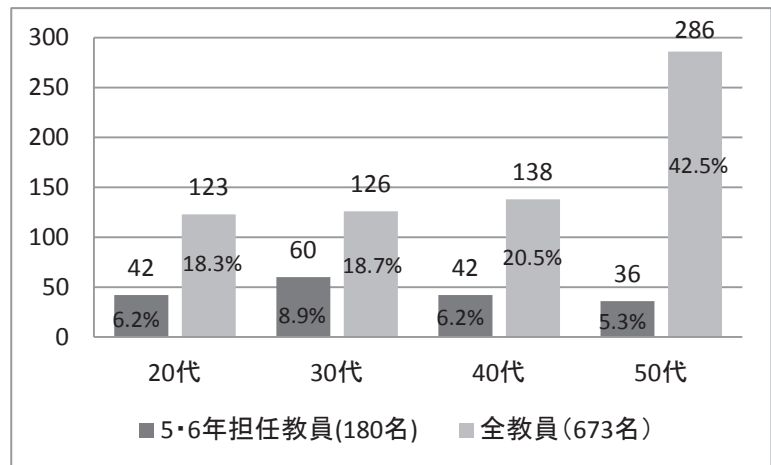


図1 32校の5・6年担任教員と全教員の年齢構成

しかしながら、学校別にみても

重点配置校、過去に重点配置校であった学校、公開授業実施校など、英語活動が積極的に推進されている学校においては、極端な年齢の偏りは確認できない

(図2:E校)。また、英語の専科教員を配置している学校で50代の5・6年担任教員の割合が他校に比べて高く(図2:U校)、英語活動の導入が教員の年齢構成の偏りを生じさせた原因の一つと推察される。

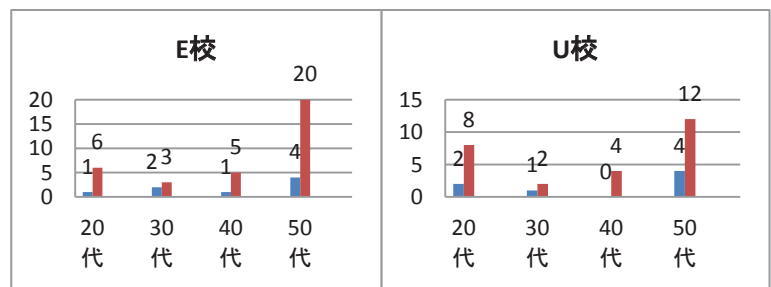


図2 5・6年担任教員と全教員の年齢構成(E校、U校)

アンケート調査においても、英語指導に困っていると答えた5・6年担任教員は75%(135人)に達している。

表1に示すように、英語活動に「困っている理由」として、「発音」、「英会話」、「英語力」に関しては年齢による差は比較的小さく、英語活動担当教員共通の悩みといえる。一方、「指導力・指導法」は、50代の教員に比べて、20代、30代の教員の回答が多く、英語活動に限らず経験の浅い教員

年齢	教員個人の指導に関すること						GTに関すること	研修に関すること	その他	英語活動に疑問
	英語能力に関すること			授業に関すること						
	発音	英会話	英語力	指導力・指導法	準備・計画	評価				
20代	8	7	4	10	4	1	6	0	1	2
30代	9	8	9	13	7	3	2	0	1	2
40代	9	7	7	9	6	0	6	0	1	0
50代	9	5	3	5	11	0	9	1	0	2
合計	35	27	23	37	28	4	23	1	3	6

表1 英語指導に「困っている理由」(複数回答あり)

の特徴であると考えられる。また、「準備・計画」は、20代に比して50代の教員の回答が多く、高度な指導を目指すベテラン教員は「指導力・指導法」に関する悩みは低い一方で、周到的な「準備・計画」の必要性を認識していると推察される。

ここで、学年内の教員の年齢の偏りからくる問題点について考察する。

ベテラン教員が5・6年の担任を避けた結果、英語力の不安に加え、指導力・指導法に問題点を認識している若手教員が英語活動にあたることになる。年齢構成の偏りの大きい小学校では、自主教材の作成など教材の工夫や充実がみられず、また評価の方法が少ないなどの問題があることが確認された。2011年から実施された評価は、観点の整理などが不十分であること

から、特に若手教員にとっては大きな課題といえる。

学年の担任が若手教員のみで構成されることの問題点は英語活動に留まらない。学年において指導力を持ったベテラン教員の助言・助力が得られないことは、すべての教科指導において、さらに、生徒指導においても困難性が高くなることが予想され、英語活動の導入による副次的な影響は小さくないといえる。

また、学校運営上の問題点として、通常、小学校においては各年代の教員が偏りなく配置され、学年内で各教科の分担やその他の執務分担を行って学年の運営をすることが基盤となっているが、現状では5・6年の担任が固定的になってくる問題も予測される。

さらに、ベテラン教員が5・6年の担任を回避する傾向があることが校長に対する聞き取り調査から確認され、ベテラン教員が担任要請を断るケースに校長が苦慮している実態があることが明らかになった。担任の適正配置を確保し円滑な学校運営を目指すためには、運営上の最高責任者である校長の強力なリーダーシップが必要であるといえる。なお、教員の5・6年担任の回避傾向については、先行研究においても報告されているが、その結果が現場に及ぼす直接の影響や実態については確認されていない。

次に、校内研修については、全体の49%が実施していると答え、その頻度は半年に1回(50%)との回答が最も多かった。さらに、同一学校内において校内研修を実施していると回答する教員と実施していないと回答する教員が存在しており、校内研修の捉え方が個人によって異なることによると推察される。

また、校内研修の有無による差異を検討するために、「研修有り群」と「研修無し群」に分けて質問項目ごとに平均値を算出し、t検定による検討を行った結果、14項目すべてにおいて、研修の有無による差異は見られなかった。その原因としては、校長のリーダーシップ不足や教員の英語活動に対する意識の差などが考えられる。こ

	全体(n=164)		校内研修 有り群		校内研修 無し群		t値
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
英語が好き嫌い	2.71	.806	2.63	.791	2.78	.817	1.25
児童の習熟度把握	2.51	.57	2.5	.598	2.52	.547	-0.26
英語使用推奨	2.94	.757	3.05	.719	2.84	.78	1.822
目標や内容理解	2.68	.575	2.72	.643	2.64	.507	0.872
時間は十分	3.31	.67	3.4	.69	3.23	.645	1.581
英語ノートは必要	3.39	.612	3.4	.671	3.38	.557	0.143
英語ノートの中学校との連携性	2.74	.706	2.78	.732	2.71	.684	0.658
GTは十分な指導力	3.57	.587	3.59	.612	3.56	.566	0.344
先生とGTとのコミュニケーション	3.27	.577	3.35	.577	3.2	.57	1.656
GTの目標実態の理解	3.12	.615	3.09	.628	3.15	.604	-0.638
日常会話	1.95	.639	1.95	.643	1.94	.639	0.068
外国文化に興味がある	3.18	.694	3.18	.679	3.19	.711	-0.06
教員研修は十分	2	.627	2.06	.69	2.42	.874	-1.198
海外研修の必要性	2.33	.866	2.23	.852	1.94	.561	-1.391

自由度はいずれも 162

表 2 校内研修の有無による比較

これは、文科省が示した校内研修に関する基準時間を満たしている学校は調査対象 32 校中 1 校のみであった点や、教員のアンケート調査からは、英語活動は優先順位として従来の教科の下に位置付けられる傾向がみられたためである。また、校内研修は「あまり十分ではない」と「全く十分ではない」をあわせて 84%に達しており、教員自身も研修不足を自覚しているといえる。

最後に校内研修のあり方について考察した。

校内研修は外部研修と異なり、各学校において実際に運営する際に生じる個々の問題や注意点に対して実施されることが望ましい。

まず、調査結果にも表れたように、教員の年齢に関係なく、発音や会話などに不安を感じる意見が極めて多かったことから、英語力向上のための研修が急務であると判断される。

また、GTに関しては指導者としての資質を問題視する意見や打ち合わせの時間不足、担任とのコミュニケーション不足が指摘されており、担任とGTの協力によって効果的に英語活動を実施するためには、GTの校内研修への参加が英語活動の推進に対して大きな効果が期待できる。すなわち、担任の英語力向上、および、担任とGTとの打ち合わせ時間の確保およびコ

コミュニケーション不足解消、GT への教育目標の伝達・確認など、複数の目的が同時に達成できる可能性があるといえる。

教材についても、「Hi, friends!」の効果的な活用事例の観察や研究に加えて、自主教材の選定や制作について検討することが必要であり、さらには多様な評価方法の確立には教員の協議・協働が必須であることから、校内研修が極めて重要な意味を持ち、必要性が高いといえる。

終章 本研究の成果と今後の課題

本研究では、英語活動を実施している教員の実態と意識、および、教員研修について整理し考察した。

英語活動の推進のためには、英語活動を担当する教員の英語力の向上が最重要課題であり、同時に、担任とGTとのTTによる授業を円滑に実施するために、GTとの打ち合わせ時間の確保およびコミュニケーション不足解消のためにも、校内研修の質および量の両面での充実が急務であると判断される。

さらに、英語活動の担当教員の実態分析の過程で、5・6年担任教員の年齢構成の偏りという、英語活動のみならず、学校運営に極めて大きな影響を及ぼすと考えられる結果が確認されたが、今回はその問題を指摘するに留まった。

32小学校それぞれの個別データの検討とともに、年齢構成との関係性を詳細に検討することは、英語活動の推進という意味からも、円滑な学校運営という観点からも必要であると考えられ、今後の研究課題としたい。

【主要引用・参考文献】

- ・ 菅正隆「小学校英語活動導入の経緯とそのねらい」『悠プラス』ぎょうせい、2009年。
- ・ 兼重昇「小学校外国語活動の現状と課題」村川雅弘・池田勝久『小学校外国語活動のための校内研修パーフェクトガイド』教育開発研究所、2010年。
- ・ 泉恵美子「小学校英語活動における担任の役割と指導者研修」『京都教育大学紀要』2007年。
- ・ 村川雅弘・池田勝久『小学校外国語活動のための校内研修パーフェクトガイド』教育開発研究所、2010年。
- ・ 西崎有多子「小学校外国語活動（英語活動）のために教員研修～中央研修・中核教員研修・校内研修へ有効につなぐために～」『東邦学誌』2009年。

「総合的な学習の時間」のカリキュラムマネジメントに関する研究 — 連関性と協働性に焦点をあてて —

曾我 悦子
(平成 24 年 9 月修了)

【章構成】

- 序 研究の目的とその経緯・内容・方法
- 第 1 章 「総合的な学習の時間」のカリキュラムとそのマネジメントの態様
 - 第 1 節 「総合的な学習」の源流とカリキュラム構成の吟味
 - 第 2 節 カリキュラムマネジメントの実際と「総合的な学習の時間」のマネジメントの構築
 - 第 3 節 「総合的な学習の時間」のカリキュラムマネジメントのデザイン化
- 第 2 章 総合的な学習の時間のカリキュラムを繋ぐ「連関性」のストラテジー
 - 第 1 節 連関性をもつ実践的カリキュラムの意味とその戦略上の特質
 - 第 2 節 機能上の連関性の事例分析
 - 第 3 節 内容、方法上の連関性の事例分析
- 第 3 章 総合的な学習の時間を創る教師の協働性のストラテジー
 - 第 1 節 協働性の属性と機能、その特徴
 - 第 2 節 協働体制と協働文化
 - 第 3 節 「特別活動」と「総合的な学習の時間」との連関性と協働性に関わる事例分析
- 第 4 章 Interdisciplinary Curriculum における連関性と協働性の態様
 - 第 1 節 カリキュラム開発の類型論に見る総合的な学習の位置づけの吟味
 - 第 2 節 Interdisciplinary Curriculum の経緯と概念
 - 第 3 節 Connected Curriculum における連関性と協働性
 - 第 4 節 連関性を策定するための方法的原理
- 結語

【概要】

序 本研究の目的・方法・内容

総合的な学習の時間（以下、総合的な学習と略）が導入されて、早 15 年が過ぎようとしている。以来、総合的な学習は、所謂、知識基盤社会を背景にして、子どもの「生きる力」（学習指導要領の言う知・徳・体のバランスのとれた力）の構築をめざしてきた。しかし、これまでの総合的な学習の置かれた状況は、①学校間で総合的な学習に関する理解がマチマチでイベント的な実施に終わっていた、②ねらい、内容、方法が明確に共通理解されていなかった、③新たな学習形態ということもあって教師間の協働体制が整わなかった、④学校によって実施の段階で温度差が目立つようになってきた。こうした状況の中で、平成 15 年には、学習指導要領一部改正で、総合的な学習のあり方が見直され、今次、新学習指導要領では、総合的な学習は、「総則」から「章」立てへと格上げとなり、時間数は減少したが、なお一層、その強化が提起された。

さて、これまでの総合的な学習に関する研究の多くは、学習の内容、方法に関する、しかもスキルに偏した傾向があった。マネジメントからの視角による研究は、ほとんど理論的、実践的にも少なかったことが反芻される。

そこで本研究では、総合的な学習のカリキュラムマネジメントの理論的モデルを再構成し、

それを事例分析を通して検証することに最終的なねらいを置いた。

そのために、教育活動（カリキュラム）の機能上、内容上、方法上の連関性とそれを支える教師の協働性（マネジメント）との対応関係を担保する基軸（基本的なものの見方・考え方）を中心としたモデルを構成する必要があった。その理論モデルであるカリキュラムマネジメントの創始者である中留武昭氏が提唱してきたカリキュラムマネジメントの理論モデルを再構成して、総合的な学習の理論モデルに特化し、それを主として事例分析を通して検証していくことに研究上の具体的な目的がある。

次に研究方法上の特色としては、理論の再構成においては、数量調査に重点を置いた先行の諸調査研究の結果の再吟味、また一方において、連関性と協働性の基軸に焦点をあてた典型的な実践事例の質的分析の研究を行った。なお、基軸の活用にかかわっては、一部において事例の開発（開発的研究）を行った。

最後に、研究の内容について述べる。本研究は4章構成になっている。サブタイトルが「連関性と協働性」と成っているように主題のカリキュラムマネジメントのメイン構成からして、第2章（連関性）と第3章（協働性）を2つの柱として本章全体を構成した。

そこで、先ず第1章では、第2章（連関性）と第3章（協働性）とを取り込むことと合わせて、全体の理論的デザイン化までの過程を取り上げて内容を構造化した。

第2章では、第1章で解明してきた、総合的な学習の連関性に焦点をあて、第3章では、協働性に焦点をあてて、複数の典型的な事例分析を行い、第1章3節で理論モデルの検証を行った。また第4章では日本の総合的な学習に近いアメリカの“Interdisciplinary Curriculum”と“Connected Curriculum”との実践に焦点をあて、ここにおいても連関性と協働性が、実際にどのように組み込まれているのかを検証した。

第1章 「総合的な学習の時間」のカリキュラムとそのマネジメントの態様

本章では、カリキュラムマネジメントの理論的構造のデザイン化の再構成を行った。第1節では、カリキュラム論から総合的な学習の源流へのアプローチ、第2節では、マネジメント研究からカリキュラムマネジメントへのアプローチを行った。第3節では、第1節と第2節を踏まえて、筆者が、総合的な学習のカリキュラムマネジメントのデザイン化を図った。

先ず、第1節1・2では、戦前の大正デモクラシー期における新教育と戦後のコア・カリキュラムに総合的な学習の源流を見出し、そして総合的な学習の思想的背景として経験主義カリキュラムの存在を確認した。

第1節の3において総合的な学習の学習指導要領の経緯の中にそのねらい、内容が教科と関わってどのような特徴を担っているかを明らかにした。第1節の1・2・3を通して明らかにしてきた総合的な学習の特徴から「生きる力」を培う中心に総合的な学習が位置づいていることが明らかになった。

第2節では、学校全体のカリキュラムマネジメントの視点から総合的な学習のカリキュラムマネジメントを特化した。その際、2つの方法を取ることによって特化のための条件づくりを考察した。先ず、1つ目の方法として、教育課程管理から教育課程経営へ、そしてカリキュラムマネジメント研究へとその経緯を辿ることを通してカリキュラムマネジメントの固有性を明らかにした。2つ目の方法には、2種の方法を使った。

一つは、カリキュラムマネジメントの枠組みを使って、中留氏を指導助言者としたF市教育センターでの5年間の継続調査（A調査）を通じた先行調査の成果から、総合的な学習にも特化でき得るカリキュラムマネジメントの条件を抽出した。第2は、第2節3に述べているように、1998（平成10）年に、総合的な学習の創設とともに自律的な経営が制度化され教育課程行政の裁量が拡大されたことに伴って学校のカリキュラムマネジメントにインパクトが出て

きた点である。その結果として出てきた学校へのインパクトを先行調査（B調査）において明らかにし、総合的な学習のカリキュラムマネジメントに適應し、吟味した。

以上、経営研究の系譜からカリキュラムマネジメントの数量調査の結果から基本的にカリキュラムマネジメントとその構成要素は、総合的な学習を規定することが分かった。そこで検証された事項は複数あるが、先のA調査からは、カリキュラムマネジメントに期待される力量と組織文化との間には強い相関が認められた。この結果は総合的な学習のように特に協働が必須である場合、重要な条件となることも分かった。B調査では、3つの調査に共通の要素を見出したが、特色ある学校形成には校長のリーダーシップと合わせて教員の協働性が必須であることが検証された。たとえば、B調査において、校長の裁量の拡大には、教師による協働が決定的に重要な要素であることが検証された。さらに、同調査からは、目標と内容、各領域と総合的な学習、学習過程の各段階間・学習形態間の関係性や連続性などの連関性が構築されていること、カリキュラム評価を実施することにより、PDSを動態化させることが重要なことである等が検出された。

第3節では、第1節・第2節での吟味を踏まえて、筆者が総合的な学習のカリキュラムマネジメントのデザイン化を図った。このデザイン化の成立要件は以下の諸点であることを明らかにした。すなわち、①カリキュラムマネジメントの目的は教育エコロジー観に立った学校改善にある、②カリキュラムマネジメントの構成は基軸と構成要素から成っている。基軸はカリキュラムの機能上、内容上、方法上における連関性とそれを前提とした協働性である。この基軸は、連関性がカリキュラムの系列、協働性はマネジメントの系列に属している、③カリキュラムマネジメントは、カリキュラムとマネジメントとの双方の対応関係の確立にある、④協働性の構成要素には、組織構造（体制）と組織文化とがポジティブな関係の場合に、協働体制と協働文化が生起するが、この双方が相補関係にあって、合成するとき、組織力が生起する、⑤組織文化を引き出すのはスクールリーダーのリーダーシップである、⑥カリキュラムマネジメントを学校の外から支えるのが地域・家庭と自律的な学校のカリキュラムマネジメントを支援する教育課程行政の裁量の拡大である。これらの6つの要件間の関連づけの構造化を通して、総合的な学習のカリキュラムと学力との関係について明らかにした。

第2章 総合的な学習の時間のカリキュラムを繋ぐ「連関性」のストラテジー

本章では、カリキュラムマネジメントの中心でもある「基軸」のうち、連関性に焦点をあてて、連関性が総合的な学習のカリキュラムにどのような意味と開発のための戦略とを持つのかを事例分析を通して解明した。第1節では、総合的な学習の連関性の対象として、各学校において定める全体計画一年間指導計画一単元計画における「機能上の連関性」と、カリキュラムの「内容上、方法上の連関性」の2つがあるが、それらの「意味」づけとともに、ここでは連関性をつくって行く上での戦略（方略）上の特質とを吟味しているが、基本的な原理に焦点をあてた。

まず、同節1で、機能上の連関性を内包していると思われる資料源は、文科省『指導資料』（小学校・中学校ともに平成22年）が典型的である。ここでは、全体計画が各学校で定める目標、育てようとしている資質・能力、内容の3つのアспектを持っていること、特に、今次学習指導要領で教科の枠を越えた連関性が強調されている（「教科の枠を越えた横断的・総合的な学習、探求的な学習を行うものとする」）が、教科と総合的な学習との関係については、筆者は相補関係（しかも往還関係）であるべきことを提言した。単元計画については、『指導資料』のなかでは、あまり取り上げられていないが、機能的連関性の果たす意味と役割、さらに子どもの興味・関心と言うフィルターを通して、組み上げていくことを指摘した。

次に、同節2で、内容上、方法上の連関性に意義と戦略とを取り上げた。（1）の知の総合

化としての内容上における連関性と関わって、新学習指導要領に示されている環境に関する目標・内容が各教科（学習指導要領）のなかで、どう取り上げられているのか、そのリスト化をはかって作成した。また、(2) 知のスキルとしての方法をベースにした連関性では、方法の具体的な視点例を使って説明し、かつ、学校現場にとって最も必要となる学習過程モデルである「導入」－「展開」－「まとめ」のもつ意味と、新しい「習得」－「活用」－「探究」との相違、しかも、後者の場合、その各ステップ間が相互環流型であるべきことを提起した。

以上、第2節・第3節では連関性に関する具体的な事例校（F市A小学校をはじめとする6校7ケース）の事例分析を行った。その結果、①いずれの学校も全体計画一年間指導計画一単元計画が、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習との内容上、方法上の連関性を担保していること、②全体計画の中核に総合的な学習を学校教育改革と連動させて位置づけていること、③各教科・道徳・特別活動・総合的な学習のそれぞれの単元計画が、機能上、内容上、方法上の連関性をつくっていることが分かった。これらは、総合的な学習を行っていく上で担保すべき、連関性の要素であることも判明した。

第3章 総合的な学習の時間を創る教師の協働性のストラテジー

本章では、連関性の存在を前提として成立する教師による協働性のストラテジーを協働性自体の属性と機能に着目して、その基本的な在り方を取り上げ、次に、本研究の中では、教科と総合的な学習との連関性だけに絞るのではなく、領域活動との連関性と協働性とを考察の対象としたことから、特別活動と総合的な学習とに焦点をあて、ここでも事例分析に主眼をおいて、連関性と協働性との関係を深めることにした。

第1節1では協働性の必要な属性について、ビジョンの共有化、同僚性、参加意識、革新性をカリキュラムマネジメントを進めていく上に位置付けてその内容の解説を行なった。属性を動かしていく機能が組織構造と組織文化であるので、その態様と変容（ネガティブ性からポジティブ性）について述べた。こうした協働性の基本的なコンセプトを総合的な学習のカリキュラムマネジメントに特化して行く必要があるのも、これについては、同節2で「開かれた協働」の必要条件を吟味していく視点から論じた。また、協働性を取る必要性から、総合的な学習は、従来の教科とは教育観においても異なる側面があり、この点を教育観の転換として事例を通して吟味した。総合的な学習が学校で展開しにくい背景には、教師間で教育観の共有化＝協働されにくいからである。

次の第3節では、特別活動と総合的な学習との連関性と協働性を吟味の対象とした。ここではまず、1で、特別活動と総合的な学習との連関性をカリキュラムマネジメントの連関性と協働性において規定した理論的モデルを開発した。操作としては、特別活動、総合的な学習、双方の内容（活動含めての）項目を新学習指導要領から取りだし、このうち、特別活動、総合的な学習の双方に共有化可能な分野（専有部分）にこそカリキュラムマネジメントを特化できることが分かった。そして、最後の3で、事例校分析を行った。そこでは、特別活動と総合的な学習との関係部分（専有部分と共有部分）において、「修学旅行」のケースと現代的課題「光害」の2つのケースを通して、連関性と協働性との関わりの部分を筆者の勤務校で検証した。なお、ここでの検証は、既に編成されたカリキュラムマネジメントの研究ではなく、研究の性格としては、自らの学校でのカリキュラム開発（修学旅行・光害）を当初から射程において行った開発型の実践的研究と言えるのではないかと。

第4章 Interdisciplinary Curriculum における連関性と協働性の態様

本章では、日本の総合的な学習のカリキュラムマネジメントを進めていく上で、アメリカの初等・中等学校における教科横断、総合型のカリキュラムを取り上げることを通して、カリキ

キュラムの内容上における教科間の連関性と教師の協働性を事例を通して分析することにした。

まず、第1節1では、アメリカで伝統的に見られ、なかでも1980年代を境に発展し、今日でも活性化してきている各種の教科横断型のカリキュラムと日本の総合的な学習との対応関係を試みた。そして2・3では、諸種のカリキュラムのなかでも、日本の総合的な学習に近い距離にある “Integrated Curriculum” と “Interdisciplinary Curriculum” (以下、ICと略)との異同—前者は横断後、教科の性質が消える型であり、後者は残されている型—を論じ、各類型の特徴を典型的なパターンに絞り込んで、解説を加えた。第2節では、日本でも紹介されてきたICに絞り込んで、その経緯とコンセプトを吟味している。そして、1では、実際の学校での教科間での指導にそのカリキュラムをどう連関させ活用してきたのか、事例を紹介した。2では、ICにおいて、教科間の教師の協働がどのように展開し、問題を抱えてきたのかを事例を通して取り上げた。第3節では、日本の総合的な学習と最近似にあるカリキュラムと考えられるウィスコンシン州(教育局)の開発になる “Connected Curriculum” を取り上げて、具対例に即して、カリキュラムの内容上の連関性(Connection)を前提に置いた協働性との関係を解説した。その結果、日本の総合的な学習の連関性と協働性とほぼ同じような実態と問題を抱えていることが分かった。

結語

本研究は、カリキュラムマネジメント理論が総合的な学習の実践を進めて行く上で特化(機能化)できる可能性について、理論自体の再検討を含めて、一定の結論を実証的な方法で検証した。結論的には、先行諸調査資料等を含め、主として事例校の事例分析を通して、その妥当性をほぼ確認することができた。そこで、カリキュラムの機能上、内容上、方法上の連関性と、カリキュラムを作り、動かし、変えていく条件整備としての教師の協働性という2つの「基軸」が相補関係(対応関係)にあるとき、総合的な学習は活性化することが判明した。その態様は、学校全体のカリキュラムマネジメントの「縮図」になり得ることも、たとえば、特別活動領域と総合的な学習との理論モデルの援用において、事例を通して検証した。さらに、理論モデルの一部の適用(連関性・協働性)は、日本の総合的な学習に近い位置にあるアメリカの “Interdisciplinary Curriculum “や” Connected Curriculum” のカリキュラム開発においても同様に検証された。しかし、幾つかの研究的、実践的な課題も以下のように残されているが分かった。①総合に特化した場合のカリキュラムマネジメントの全国的な傾向を数量調査で明らかにすること、②組織構造と組織文化を合成した組織力のメカニズムをリーダーシップ機能と関わって解明すること、③教科と総合的な学習との連関性に関わり、教科での力量が付いている場合に、総合的な学習でどのような資質・能力を合わせてカリキュラム開発(授業含め)をしてきているのか、その相関を知るべく、質的・量的な実践的研究が期待される。

【主要引用文献】

- ・ 中留武昭『総合的な学習の時間—カリキュラムマネジメントの創造』日本教育総合研究所、2000年。
- ・ 曾我悦子「特別活動と総合的な学習の時間との連関性を規定する要因の考察」九州教育経営学会研究紀要、第17号、2011年。
- ・ 中留武昭「Interdisciplinary Curriculum の開発を促進する経営的条件の考察」『九州大学大学院研究紀要』第5号、通算第47号。

【主要参考文献】

- ・ 福岡市教育センター（中留武昭指導）平成16年度～平成23年度「研究紀要」所収。
- ・ 田村知子『初等中等学校におけるカリキュラムマネジメントの規定要因の研究－カリキュラムマネジメントの開発と検証を通して－』博士学位授与論文（未刊行）、2009年7月。
- ・ 田中統治『確かな学力を育てるカリキュラム・マネジメント』教育開発研究所、2005年。

教職員の長期派遣研修制度に関する一考察

川中 慎平
(平成 24 年 3 月卒業)

【章構成】

- 序章
 - 第一節 本論文の目的
 - 第二節 本論文の研究方法及び各章概要
- 第一章 今日における教員研修制度
 - 第一節 我が国の教員研修制度の現状
 - 第二節 教員研修制度の課題
- 第二章 教員研修制度における長期派遣研修制度
 - 第一節 長期派遣研修制度の仕組み
 - 第二節 自主研修との相違について—大学院修学休業制度を通して—
 - 第三節 長期派遣研修制度における教職大学院
- 第三章 福岡県を事例とした長期派遣研修の成果に関する調査
 - 第一節 調査枠組みの設定
 - 第二節 研修者への調査結果
 - 第三節 インタビュー調査結果の考察
- 終章
 - 第一節 本論文の成果
 - 第二節 本論文の課題

【概要】

序章

我が国では、今後経験の浅い教員の割合が高くなることが懸念されており、指導的役割を担う中堅教員の養成や高度な専門性を持った人材養成が課題となっている。人材養成の方策として現職研修は以前から重要視されており、中でも長期派遣研修は、近年行政による研修の体系化が進み、さらに教職大学院が創設され新たな局面を迎えつつあると考えられる。

しかし、筆者が管見する限り長期派遣研修を主たるテーマとした先行研究は少なく、また中堅教員の現職研修はその果たす役割から考えると、さらに注目されていくと予想される。そこで本論文では、教職員の長期派遣研修に焦点をあて、その実態を明らかにし、インタビュー調査等を通して、本論文におけるコストと成果を設定した上で長期派遣研修制度の考察を図ることを目的とする。本論文を通じて、我が国の長期派遣研修制度の、今後のあり方に対して示唆が得られるとともに、特に近年成立した教職大学院での現職研修における意義を再確認し、現在教職大学院が抱える課題も明らかになることが期待される。

第一章 今日における教員研修制度

本章では我が国の教員研修制度全体につき、法的位置づけや研修制度について現在の状況を整理し、教員研修の抱える課題について考察した。

まず、現在の状況については、旧教育基本法と現行教育基本法の研修規定の違いや、教育公務員特例法における研修規定と一般公務員における研修規定の違いから教員の研修が一般公務員よりも、また旧教育基本法下よりも重要視されていることを明らかにし、その上で現在の

法定研修、国レベル、地方レベルでおこなわれている研修について事例とともに整理した。そして教員研修の抱える課題については、研修の権利性に関する論点から、教員にとって研修とは義務性を伴う権利であることを示し、さらに今日求められている資質能力という論点から審議会が示してきた資質能力について整理し検討した。そこから、行政としては教員の教職という専門性やそれに伴う自律性を尊重すべきであり、その教員のニーズにあった研修を整備していくことが課題であり、教員としても自らが学ぶ意欲を持ち続けなければならないと考察した。

第二章 教員研修制度における長期派遣研修制度

本章では長期派遣研修制度について、その法的位置づけ等を概観し、主要な長期派遣研修先別にその研修内容を整理し、大学院修学休業制度や教職大学院について長期派遣研修の視点から検討した。

まず長期派遣研修の法的位置づけや目的について長期派遣研修命令が争点となった判例等から明らかにし、教育公務員特例法の法案審議中における国会の議事録などから研修規定に生活面の保障や研修費の負担が論点として挙げられていたが、それについて規定されないまま現在に至っていることを課題として示し、その後、長期派遣研修の主要な派遣先の研修内容や目的について整理した。そして、大学院修学休業制度を取り上げ、長期派遣研修との違い等を検討する中で大学院修学休業制度の課題が明らかとなった一方、長期派遣研修の重要性も確認できた。さらに長期派遣研修における教職大学院について、創設までの審議会の流れや仕組みを整理し、教員の再教育の場としてその役割を担っているものの、研修成果の活用や学位や専修免許状の取り扱いについて課題であると示した。

第三章 福岡県を事例とした長期派遣研修の成果に関する調査

本章では福岡県を事例として、教育委員会へのヒアリング調査や長期派遣研修の受講者に対するインタビュー調査から、長期派遣研修の研修内容を整理し、行政や教員にとっての成果とコストに関して考察を加えた。

まず福岡県における長期派遣研修を中心とした教育行政の状況を確認した上で、「成果」を行政が長期派遣研修によって教職員に求める資質能力あるいは教師像と、長期派遣研修を受講した教職員が得ることができたと考えている目に見えないコンセプチュアル・スキルを含む資質能力などとし、「コスト」を行政が長期派遣研修によって支出する人件費などの教職員配置にかかる費用と、教職員に研修によってかかる経済的負担と心理的負担と設定した。そして福岡県教育委員会へのヒアリング調査から行政の期待する成果を明らかにし、その上で、教育センター、長期社会体験研修、教職大学院、附属学校と研修先別にインタビュー調査を元に研修内容や受講者の意識、成果、コストを析出した。その結果、概ね意図していた成果を挙げていることが明らかとなったが、さらに研修成果を活用するために研修を受講した教員の活用が課題となっており、そのための方策として研修成果の発表の場の形成や人事配置上の配慮、教員同士の同僚性や協働性の強化、研修成果に対する説明責任を果たした上での派遣人員の増加などが必要であると考察した。また教員にとっては、人間関係資本の構築や自己の専門性の向上といった点で成果を挙げていることが明らかになったが、第二章で明らかとなった研修費の負担について、福岡県においても教職大学院への派遣で課題となっており、さらに長期派遣研修は研修先によっては多忙となっているため、ワークライフバランスが課題となっており、それを研修面で考えると自主研修の機会が失われている状況にあることが明らかとなった。そのため、中央教育審議会の答申では、教職員の個性の伸長が謳われてはいるが、第一章において示した教員研修の持つ権利性が希薄となっているのではないかと考察を加えた。

終章

本論文では教員研修の現状と課題を示した後、長期派遣研修制度について、わが国における教員研修制度における法的位置づけや判例、類似制度、そして特に教職大学院に関して理念や課題を明らかにし考察した。そして、福岡県を事例として、インタビュー調査などから長期派遣研修制度の実態を検証する中で、本論文で設定した成果を概ね挙げているものの、長期派遣研修後の研修成果の活用法の課題やコストとしての研修費や生活権における課題を明らかにした。

ところで本論文では、長期派遣研修制度に焦点をあて、その今後のあり方や、特に教職大学院について、その位置づけ等検討を加えたが、成果とコストの指標が漠然となり、インタビュー対象者が長期派遣先別に受講者1人ずつのみであり、成果をはかるには不十分であった。また、今日の研修制度全体における長期派遣研修の位置づけが不十分であったため、地方自治体による特色ある取り組みや長期派遣研修における全国的動向を網羅的に捉えることができなかった。したがって、それらの課題を踏まえ、より全国的な動向を把握し、調査枠組みを詳細に設定し、その成果を多角的に考察していくことが必要である。

【主要引用・参考文献】

- ・ 佐竹勝利「教員の養成・採用・研修の連続性をどのように図っていくか」小尾帛尾・市川昭午編『教職研修特大号』第282号1996年 pp.64-67
- ・ 高倉翔,加藤章,谷川彰英編『改訂 これからの教師第2版』建帛社2008年
- ・ 日本教師教育学会編『日本の教師教育改革』学事出版2008年
- ・ 文部省地方教育行政研究会『全訂 教師の権利と義務』第一法規1976年
- ・ 八尾坂修『教職大学院—スクールリーダーをめざす—』協同出版2006年

キャリア教育における学校と地域社会・産業界の連携の再検討 —キャリア教育コーディネーターに着目して—

栗原 靖子
(平成 24 年 3 月卒業)

【章構成】

- 序章 本論文の目的と方法
 - 第 1 節 本論文の目的
 - 第 2 節 本論文の方法と構成
- 第 1 章 キャリア教育をめぐる初期の動きとその展開
 - 第 1 節 若者の移行過程の変容と対策をめぐる国際動向
 - 第 2 節 日本における移行過程の変容と対策
 - 第 3 節 キャリア教育の展開
- 第 2 章 キャリア教育における連携の現状と課題
 - 第 1 節 初等・中等教育におけるキャリア教育の取り組みと課題
 - 第 2 節 学校と地域社会・産業界の双方向からの連携
 - 第 3 節 キャリア教育における連携の課題と対策の方向性
- 第 3 章 連携におけるキャリア教育コーディネーターの役割とその展開
 - 第 1 節 キャリア教育コーディネーターの役割
 - 第 2 節 キャリア教育コーディネーターの展開
- 第 4 章 キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会の課題の検討
 - 第 1 節 協議会の非社員の実態と認識 —NPO 法人企業教育研究会の事例から—
 - 第 2 節 協議会の育成団体の実態と認識 —特定非営利活動法人鳳雛塾の事例から—
 - 第 3 節 協議会の社員の実態と認識
—一般社団法人くまもと教育プロジェクトの事例から—
 - 第 4 節 連携の再検討—課題の整理と今後の展望—
- 終章 本論文の成果と課題
 - 第 1 節 本論文の成果
 - 第 2 節 本論文の課題

【概要】

序章 本論文の目的と方法

近年キャリア教育は、学校外の教育資源の活用を図りながら推進されている。1990 年代以降、若者の学校から仕事への移行過程の変容に伴い、キャリア教育への関心の高まりは法改正等を通して、学習指導要領にも反映されるようになった。それと併行して学校外の教育資源の活用の必要性も提唱されているが、学校と地域社会・産業界の連携は、順調に展開しているとは言い難く、学校と地域社会・産業界の両者の間に立ち、連携を調整する役割が必要となっている。

そこで、本論文では、キャリア教育コーディネーターの全国的展開に当たっての課題を整理・分析し、今後の展開について検討することにより、キャリア教育における学校と地域社会・産業界の連携の推進に向けて再検討を加えることを目的とした。

第 1 章 キャリア教育をめぐる初期の動きとその展開

本章では、若者の学校から仕事への移行過程の変容とその対策に関する海外と我が国の動向

を概観し、キャリア教育の導入背景と展開について確認した。

まず、海外の動向に関しては、アメリカやイギリスでは、日本よりも早く移行過程の変容が起こっており、雇用情勢の変化に伴って学校で行われる教育活動へも影響が見られることが窺えた。また、1990年代以降に我が国でもそれらの動向が見られ、移行過程の変容と前後して、学校教育における進路指導の見直しや、企業の雇用慣行や人材育成手法の見直しが起こった。それらは現在のキャリア教育の源流であるといえる。そして、1999年の中央教育審議会答申で登場したキャリア教育は、比較的短期間の間に施策が展開され、近年の改正教育基本法や改訂学習指導要領の中でも関心が高まりつつある。

第2章 キャリア教育における連携の現状と課題

本章では、初等中等教育においてキャリア教育を実施する上での地域社会・産業界との連携の必要性とその課題について分析した。

まず、初等中等教育では、学習指導要領の改訂によりキャリア教育の該当箇所は増加したが、実際は、発達段階や地域の産業構造、活用できる地域の教育資源等に応じて、教育課程への定着が図られている。そのため、多様な実践が試みられているが、実施にあたっては課題も見受けられることから、学校には課題の解決策という点で地域の教育資源の活用を試みる要因があることを確認した。また、地域社会・産業界にも社会貢献や地域活性化の一環として教育活動への関与を試みる要因が見受けられることから、学校と地域社会・産業界が双方向のアプローチによって連携を図っていることを確認した。しかし、連携するにあたっては課題が見られることから、課題を解決する手立てとして調整機能が必要となる。近年のキャリア教育関連の政策文書でもその必要性が検討されており、中でもキャリア教育コーディネーターに注目が集まっていることが認められる。

第3章 連携におけるキャリア教育コーディネーターの役割とその展開

本章では、連携する上での課題の対策として、キャリア教育コーディネーターに着目し、その役割と政策的展開及び現状について分析した。

まず、キャリア教育コーディネーターは、学校と地域社会・産業界の間に立ち、連絡調整業務や効果的なプログラム開発の役割を担っていることを確認した。数年前から各地でキャリア教育コーディネーターによる実践が見られるようになったが、更なる展開を図るために経済産業省の時限事業が開始され、現在は民間組織としてキャリア教育コーディネーターネットワーク協議会（以下、協議会）が、キャリア教育コーディネーターの育成・認定及び質の向上を図る事業を運営している。しかし、協議会は、現行の事業だけでは全国のキャリア教育コーディネーターの活動を促進し、さらにキャリア教育に関心のある人、企業、団体等、学校、行政機関等とのネットワークを構築するという目的を果たせておらず、今後更なる展開を図るためには課題の整理・分析が必要である。

第4章 キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会の課題の検討

本章では、協議会の構成員に対するインタビュー調査及び質問紙調査によって、協議会が抱えている課題の整理・分析と、協議会の今後の展開について検討を行った。

構成員については、協議会非所属の法人、協議会非所属ながら育成団体との許可を得ている法人、協議会所属の法人の三法人を抽出して調査を行った。その結果、協議会の社員となることについては情報の活用面でメリットがあるとの回答を得た。しかし、協議会非社員である二つの法人は年会費や会議の招集などの負担をデメリットと捉えていることで、協議会所属へのインセンティブが働いていないことが明らかとなった。一方、協議会所属の法人は、何か起き

た場合に備えてつながっていることにメリットを見出しており、未来への期待を込めてメリットとデメリットを比較した上で所属する判断をしていることから、現時点でのメリットとデメリットの比較によるインセンティブは十分でないことが裏づけられた。加えて、協議会によるキャリア教育コーディネーターの認定制度については、現時点では資格取得による変化を見出せていないという回答から、資格制度の形骸化が窺われた。したがって、協議会加入に当たってメリットがデメリットを上回るような対策を講じることで、コーディネーター人材の増加と協議会の機能の高まりが相互作用により推進されると考える。

終章 本研究の成果と課題

本研究では、キャリア教育において学校と地域社会・産業界が連携を図る上で見受けられる課題の検討により実施に至った、キャリア教育コーディネーターの全国的展開を再検討した結果、現時点では、全国的展開を推進する程までに協議会加入へのインセンティブが高められていないことが明らかとなり、その課題の整理と分析によって、協議会の課題解決の方策を提示した。したがって、以上のような方策によって課題の解決が見られた際には、コーディネーター人材の増加と協議会としての機能の高まりが相互に作用することによって、キャリア教育コーディネーターの全国的展開が推進されるものと考えられる。

しかし、本論文では、連携の再検討としながらも、他方策の可能性を見出すことなく、協議会の全国的展開に向けた方策の検討となってしまったことから、手段の目的化となる危険性を孕んでいることは否めない。また、地域社会・産業界についての詳細な検討や、調査対象とした法人の抽出についての検討が不十分であった。したがって、連携の推進のためには、キャリア教育に係わる様々な要素についても焦点を当てた上で、他なる方策についても検討を加える必要がある。

【主要引用・参考文献】

- ・ 青島矢一『企業の錯誤/教育の迷走—人材育成の「失われた10年」、2000年。
- ・ 乾彰夫『日本の教育と企業社会』大月書店、1990年。
- ・ 児美川孝一郎『権利としてのキャリア教育』明石書店、2007年。
- ・ 毛受芳高「地域の力を生かし、未来を切り開くキャリア教育に向けて～キャリア教育コーディネーター・NPOの活用のススメ～」実教出版『工業教育資料』第330巻、2010年、pp.1-6。

都立高校改革の進学指導重点校に関する一考察

竹ノ下 秀昭
(平成 24 年 3 月卒業)

【章構成】

- 序章 本論文の目的と方法
 - 第 1 節 本論文の目的
 - 第 2 節 本論文の対象
 - 第 3 節 本論文の方法と構成
- 第 1 章 東京都における進学指導重点校の歴史的変遷
 - 第 1 節 高校の多様化政策
 - 第 2 節 都立高校の衰退
 - 第 3 節 都立高校改革の実施
 - 第 4 節 進学指導重点校の登場と発展
- 第 2 章 進学指導重点校指定による外部環境の変化
 - 第 1 節 入学者の変化
 - 第 2 節 進学実績の変化
- 第 3 章 進学指導重点校指定による支援とその影響
 - 第 1 節 進学指導重点校に対する東京都教育委員会の支援策
 - 第 2 節 進学指導重点校のメリット・デメリット
- 第 4 章 進学指導重点校各校の「特色」の変化
 - 第 1 節 入学者と卒業生の傾向による分類
 - 第 2 節 進学指導重点校の特色化の帰結
- 終章 本論文の成果と課題
 - 第 1 節 本論文の成果
 - 第 2 節 本論文の課題

【概要】

序章 本論文の目的と方法

全国に先駆けて行われた東京都の公立高校改革によって、この 15 年間で都立高校は大きな変化を遂げており、注目を集めている。中でも進学実績の向上という「特色」を持つ進学指導重点校の影響は大きく、進学実績向上を掲げる公立高校は、徐々に全国的に広がりつつある。

その一方で、他県の進学実績向上を掲げる公立高校は、進学実績に主眼を置くため、短期間での指定校変更や、教員の多忙化による独自入試廃止等、指定当初から上手く運用できていない例も見られる。また、東京都の進学指導重点校においても、進学指導重点校と他の全日制普通科高校との間に生じる序列化など、指定から 10 年経過したことによって顕在化してきた問題もある。

したがって、進学指導重点校指定の経緯や理念を改めて確認した上で、進学指導重点校の実績向上の要因や課題を明らかにすることは、現在の問題を解決する上で、重要であると考えられる。

そこで、本論文では、都立高校改革の進学指導重点校の指定の経緯を明らかにするとともに、進学指導重点校の指定による各校の変化の要因を分析することで、進学指導重点校の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

第1章 東京都における進学指導重点校の歴史的変遷

本章では、国レベルでの高校の多様化政策について概観し、東京都が都立高校改革を実施するに至った背景、また進学指導重点校指定の過程から近年の進学指導重点校指定延長の動向について確認した。

まず国レベルで、高校の多様化がどのように行われたかについて経緯を示した。中教審が四一答申などで教育課程や高校の形態の多様化を謳ったことで、特色ある学校づくりが推進され、その後、様々な新しいタイプの高校が増加するなど、高校の個性化・多様化が徐々に広がってきたことを確認した。

次に、都立高校が「全盛期」と言われていた時代から、都立高校の改革が必要とされる時代について整理した。都立高校の「長期低落」傾向、また少子化や生徒の多様化に対応するため、都立高校改革が実施され、特色ある学校づくりの推進が都立高校改革推進計画の大きな柱の一つとして掲げられた。その特色ある学校づくりの一環として、進学実績の向上という「特色」を持つ進学指導重点校が、全国で初めて登場し、多少の不安が生徒や教職員、保護者などにあったものの、表立った大きな混乱はなく開始したことを明らかにした。また、進学指導を重点的に行う学校が、この10年間で拡大していることを確認し、それに伴う問題について考察した。

第2章 進学指導重点校指定による外部環境の変化

本章では、第1章で示した過程を経て指定された進学指導重点校の、指定に伴う入学者及び卒業者の変化について、指定前から直近の入試までの倍率や進学実績などのデータを集計し、このデータをもとに分析を通して考察した。

入学者の変化としては、最終応募倍率・受検倍率・欠席率の上昇による注目の高さや人気の高まりを示した。また入学偏差値の向上を示すことで、相対的な学力の向上を明らかにした。さらに自学区割合の低下を示すことで、地域の学校という側面が薄れているのに対し、全都から集まる人気校であることを明らかにした。

卒業者の変化としては、難関国立大学、東京大学、国公立大学、難関私立大学の全てで合格者数を伸ばし、着実に進学実績が向上していることを示すとともに、現役合格率の高まりも確認した。しかし、都立高校全体における進学指導重点校の占める合格者数の割合、すなわち占有率が非常に高まっていることを明らかにすることで、進学指導重点校が依然として都立高校全体の学力向上に対しては、寄与していないことを指摘した。

第3章 進学指導重点校指定による支援とその影響

本章では、第2章で示した外部環境の数値的な変化を受け、進学指導重点校指定に伴う学校内部の変化や進学実績向上の要因について、インタビュー調査をもとに分析した。

まず、東京都教育委員会は進学指導重点校に対する直接的な支援を2名の加配にとどめ、予算面、施設・設備面での支援を行っていない。しかし、公募制人事の導入や、教育課程の編成主体や人事権の所在が校長にあることを明確にするなど、制度面からの支援を中心に行っていることを明らかにした。

また、各校は進学指導重点校に指定されることによる負担の増加や東京都教育委員会からのプレッシャーなどのデメリットを感じながらも、東京都教育委員会からの支援やメディアの報道といったメリットを上手く活用し、進学実績の向上につなげていることが明らかとなった。

第4章 進学指導重点校各校の「特色」の変化

本章では、第2章で示した進学指導重点校全体の外部環境の変化、第3章で示した進学指導

重点校全体の学校内部の変化を受け、進学指導重点校各校の特色づくりについて、具体的なデータを用いながら、インタビュー調査と照らし合わせ、分析を行った。

まず特色づくりを行う上で大きな要因となる各校の状況について、入学者の他学区割合および入学偏差値、卒業生の現役合格率および難関大学合格実績をもとに7校を4つのグループに分類した。

その上で、特色づくりの方法についてインタビュー調査をもとに分析を行い、各校の置かれている状況の違いによって、特色ある学校づくりの方向性が異なることを析出した。また、進学指導重点校のもつ進学実績の向上という「特色」に加え、各校が第二の「特色」を出せるかによって進学実績が異なり、進学指導重点校の中に細かい序列化が生じていることを指摘した。

そこで、各校は序列化解消のため、日比谷高校と同様の方法（「日比谷モデル」）で進学実績向上を目指している。しかし序列化問題解決の糸口は、自校の状況を踏まえた第二の「特色づくり」にあるとして、「日比谷モデル」とは異なる方法で進学実績向上を行っている西高校を取り上げ、序列化問題解決の一つの可能性を提示した。

終章 本論文の成果と課題

本論文では、進学指導重点校が指定から10年間で進学実績の向上という「特色」を明確なものにしていることを明らかにした。また、進学指導重点校と全日制普通科の序列化問題に限らず、進学指導重点校どうしの序列化の問題が生じていることを指摘し、一つの解決方法を提示した。

ところで、本論文においては、進学指導重点校指定による変化を見るための指標が入学偏差値・他学区割合・難関大学合格実績・現役合格率の4つのみであったため、他の指標を枠組みに取り入れた分析が行えていない。そのため本論文では、合格実績の向上の要因を進学指導重点校指定による変化として述べているが、他の因子を排除しきれていない。また、入学者と卒業生の全体の人数や割合で分析したため、入学時の生徒の学力が卒業時にどのような変化を遂げているかなどの個人変化の検証は、調査の余地があると考えられる。

【主要引用・参考文献】

- ・ 鵜飼清『都立の逆襲』、社会評論社、2007年。
- ・ 奥武則『むかし〈都立高校〉があった』、平凡社、2004年。
- ・ 鈴木啓和「都立高校における進学指導重点校に関する一考察 ―制度決定の過程と公募制人事の影響に注目して―」、東京大学大学院教育学研究科学校開発政策コース『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』第27号、2008年、pp.99～119。
- ・ 殿前康雄『都立高校は死なず―八王子東高校躍進の秘密』、祥伝社、2005年。
- ・ 長澤直臣、『日比谷復権の真実』、学事出版、2010年。